

佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る

環境影響評価

事後調査報告書（供用時）

令和 7 年 9 月

佐賀県東部環境施設組合

目 次

第1章 事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地	1- 1
1 事業者	1- 1
第2章 対象事業の名称、種類、規模、対象事業実施区域	
その他対象事業に関する基礎的な情報	2- 1
1 対象事業の名称	2- 1
2 対象事業の目的	2- 1
3 対象事業の種類	2- 2
4 対象事業の規模	2- 2
5 対象事業実施区域の位置	2- 2
6 対象事業に係る主要な工作物の種類、規模、構造、配置計画等の概要	2- 5
7 その他対象事業に関する基礎的な情報	2- 9
第3章 事後調査の項目及び手法、評価方法並びに事後調査を行うこととした理由	3- 1
1 事後調査の項目及び手法	3- 1
2 事後調査を行うこととした理由	3- 3
3 事後調査の評価方法	3- 5
第4章 事後調査の結果	4- 1
1 発生源強度確認調査	4- 1
1.1 施設計画確認調査	4- 1
1.2 ばい煙調査	4- 1
1.3 施設稼働騒音	4- 3
1.4 施設低周波音	4- 5
1.5 施設稼働振動	4- 7
1.6 施設からの悪臭	4- 8
2 環境調査	4-12
2.1 大気質	4-12
2.2 騒音	4-19
2.3 振動	4-24
2.4 悪臭	4-27
2.5 土壌	4-30
2.6 人と自然との触れ合い活動の場	4-33
2.7 景観	4-34
2.8 廃棄物等	4-45
2.9 温室効果ガス等	4-46

3 調査結果と環境保全目標等との比較	4-50
3.1 発生源強度確認調査における結果と環境保全目標等との比較	4-50
3.2 環境調査における結果と環境保全目標等との比較	4-56

第5章 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度	5- 1
1 環境保全措置の内容、効果	5- 1
2 環境保全措置の不確実性の程度	5- 1

第6章 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる 環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度	6- 1
---	------

第7章 事後調査（供用時）を委託した者の名称・代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地	7- 1
---	------

資料編

1 大気質調査結果	資- 1- 1
2 騒音、交通量調査結果	資- 2- 1
3 振動調査結果	資- 3- 1
4 温室効果ガス等の算出結果（施設の稼働及び課廃棄物の搬出入）	資- 4- 1

第 1 章 事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地

1 事業者

1) 名称

佐賀県東部環境施設組合

2) 代表者の氏名

管理者 向門 慶人（鳥栖市長）

3) 事務所の所在地

佐賀県鳥栖市真木町 39 番地 1

第2章 対象事業の名称、種類、規模、対象事業実施区域 その他対象事業に関する基礎的な情報

1 対象事業の名称

佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業

2 対象事業の目的

次期ごみ処理施設(佐賀東部クリーンエコランド)整備前のごみについては、鳥栖市、上峰町及びみやき町の1市2町で構成される鳥栖・三養基西部環境施設組合、神崎市、吉野ヶ里町及び佐賀市の2市1町で構成される脊振共同塵芥処理組合において処理されていた。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の可燃ごみは鳥栖・三養基西部溶融資源化センター(132t/日)において溶融処理及び再資源化を、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみについては鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ(47t/5h)で減容化及び資源化を図り、設置期限は地元協定により令和5年度末までとなっていた。また、脊振共同塵芥処理組合の可燃ごみは脊振広域クリーンセンターの可燃ごみ処理施設(111t/日)で焼却処理後、灰溶融施設(18.9t/日)で溶融処理及び再資源化を、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみについては、粗大ごみ処理施設(25t/日)で減容化及び資源化を図っており、設置期限は地元協定により令和8年度末までとなっていたことから、両組合ともほぼ同時期に設置期限を迎えることとなっていた。

一方、国の指導のもと、佐賀県が策定したごみ処理広域化計画においては、鳥栖・三養基西部環境施設組合を構成する鳥栖市、上峰町及びみやき町の1市2町と脊振共同塵芥処理組合を構成する構成市町のうち神崎市及び吉野ヶ里町の1市1町の、あわせて2市3町の佐賀県東部地域で広域化を進めることとなっている。このような状況において、2市3町では、共同処理に向けた広域ごみ処理体制の構築を目指すため、平成28年2月に「佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会」を設立し、令和6年度に向けて次期ごみ処理施設の整備を推進していくこととした。平成30年1月には鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町で構成する佐賀県東部環境施設組合を設立し、鳥栖・三養基西部環境施設組合から佐賀県東部環境施設組合へと建設事業が継承された。

平成28年度は、鳥栖・三養基西部環境施設組合において「佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」を作成した。平成29年度は、次期ごみ処理施設整備に当たって、基本方針、処理システム及び環境保全計画等の基本的事項を定めた「ごみ処理施設整備基本計画」を策定するとともに、「佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」を作成した。平成30年度は、佐賀県東部環境施設組合が事業者となり、環境影響評価方法書に基づき、対象事業実施区域及びその周辺地域において現地調査を実施した。令和元年度には、現地調査結果を基に予測評価を実施し、「佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)」を作成した。この後、準備書の手続きを経て、令和2年度に「佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)」を作成した。

また、次期ごみ処理施設(佐賀東部クリーンエコランド)の建設工事を令和2年8月に発注し、設計を経た後、令和3年8月に本工事着手、令和5年11月に試運転を開始し、令和6年3月末に竣工、4月1日に供用を開始した。

なお、次期ごみ処理施設(佐賀東部クリーンエコランド)は可燃ごみを処理するごみ焼却施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)(以下「佐賀東部クリーンエコランド」という。)である。粗大ごみ、

不燃ごみ及び資源ごみについては、令和 10 年度まで鳥栖・三養基リサイクルプラザで処理する計画としているため、令和 11 年度供用に向け次期リサイクル施設の建設事業を推進しているところである。

本事業は、3 R（リデュース（Reduce：減量）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化））の推進と併せて、最新のごみ処理技術を導入し、適正かつ安全な施設を実現するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮しながら、災害対策の強化等により広域的な視野に立った強靱な一般廃棄物処理システムを確保するなど、廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）が示す方向性に合致するよう、総合的に次期ごみ処理施設を整備することを目的とするものである。

3 対象事業の種類

一般廃棄物処理施設の設置

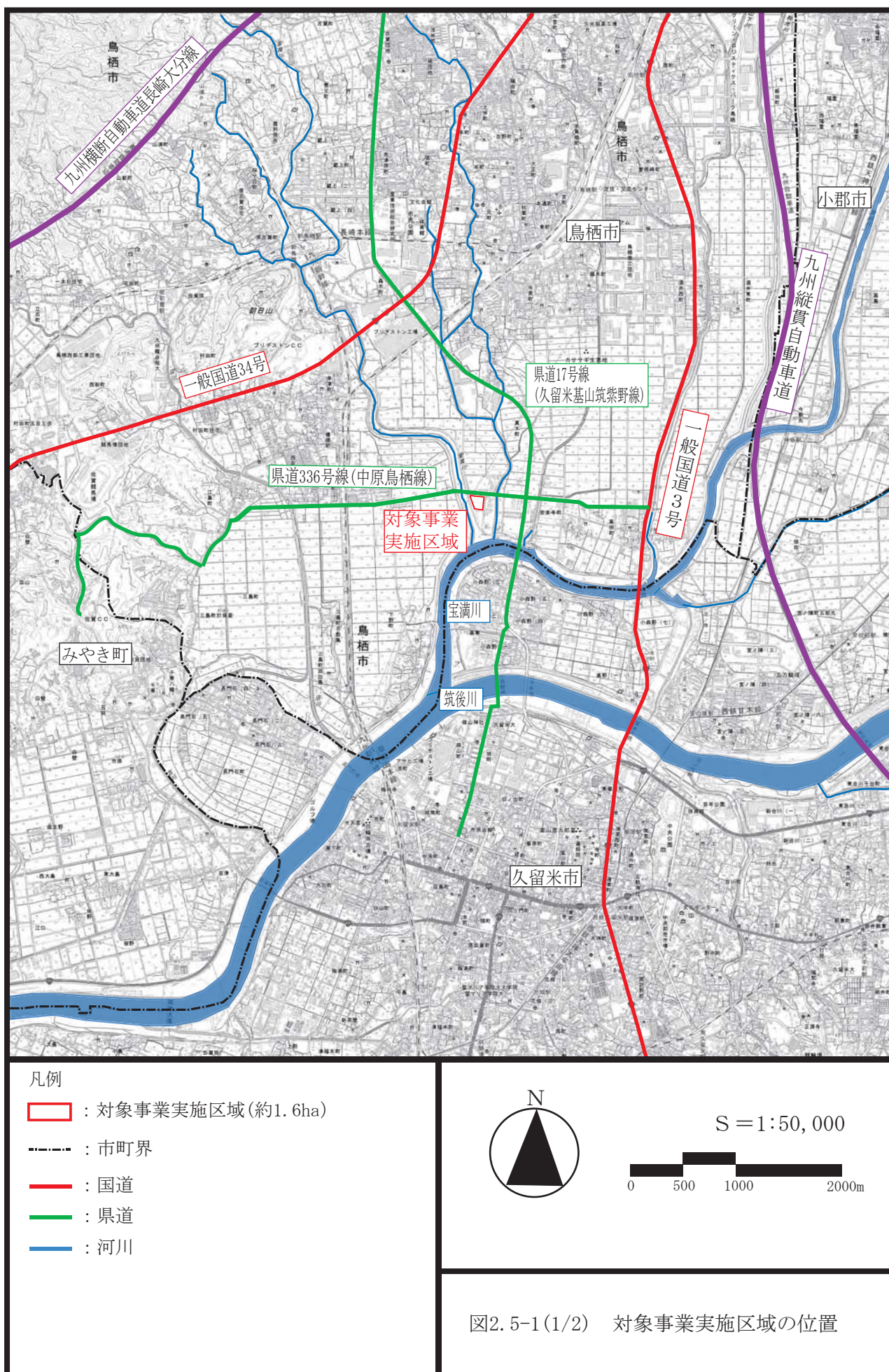
4 対象事業の規模

敷地面積：約 1.6ha

処理能力：172t/日（86t/24h×2 炉）

5 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置は、佐賀県鳥栖市真木町字今川地内であり図2.5-1に示すとおりである。





6 対象事業に係る主要な工作物の種類、規模、構造、配置計画等の概要

6.1 主要な工作物の種類、規模、構造等

本対象事業により、対象事業実施区域に設置する佐賀県東部クリーンエコランドの諸元は、表 2.6.1-1 に示すとおりである。

また、施設の処理フローイメージ図を図2.6.1-1に示す。

表2.6.1-1 佐賀東部クリーンエコランドの諸元

項目	概 要	評価書時からの変更点
処理能力	172t/日 (86t/24h×2 炉)	－
処理方式	ストーカ式＋セメント原料化・山元還元	－
処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、 不燃・粗大ごみ破碎残渣、 資源ごみ選別残渣、災害廃棄物	－
排ガス処理設備	ろ過式集じん器（バグフィルタ）、 乾式有害ガス除去装置、 活性炭吹込装置、 無触媒脱硝装置	無触媒脱硝方式を採用した。
構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造	
建屋寸法	短辺 40m、長辺 73.3m、最大高さ 29.85m	評価書時：短辺 50m、長辺 85m、最大高さ 36m でありコンパクトになっている。
煙突高さ	59m	－
熱回収方法	廃熱ボイラ方式	－
運転計画	24 時間連続運転	－
余熱利用設備	発電	－
通風設備	平衡通風式（白煙防止装置は設置しない）	－
灰出し設備	(焼却灰) ピット&クレーン方式 (焼却飛灰) サイロ貯留、ジェットパック車搬出	－
給水設備	上水	井水は利用しない
排水処理設備	生活排水 : 下水道放流 プラント系排水 : 処理後、場内再利用のうえ 余剰分を下水道放流 雨水排水 : 散水等に利用のうえ余剰水を 河川放流	－
電気設備	特別高圧配電線 1 回線受電	－
計装設備	分散型自動制御システム 排ガス監視計器、データログ付設	集中管理方式を採用
稼働開始年度	令和 6 年度	－

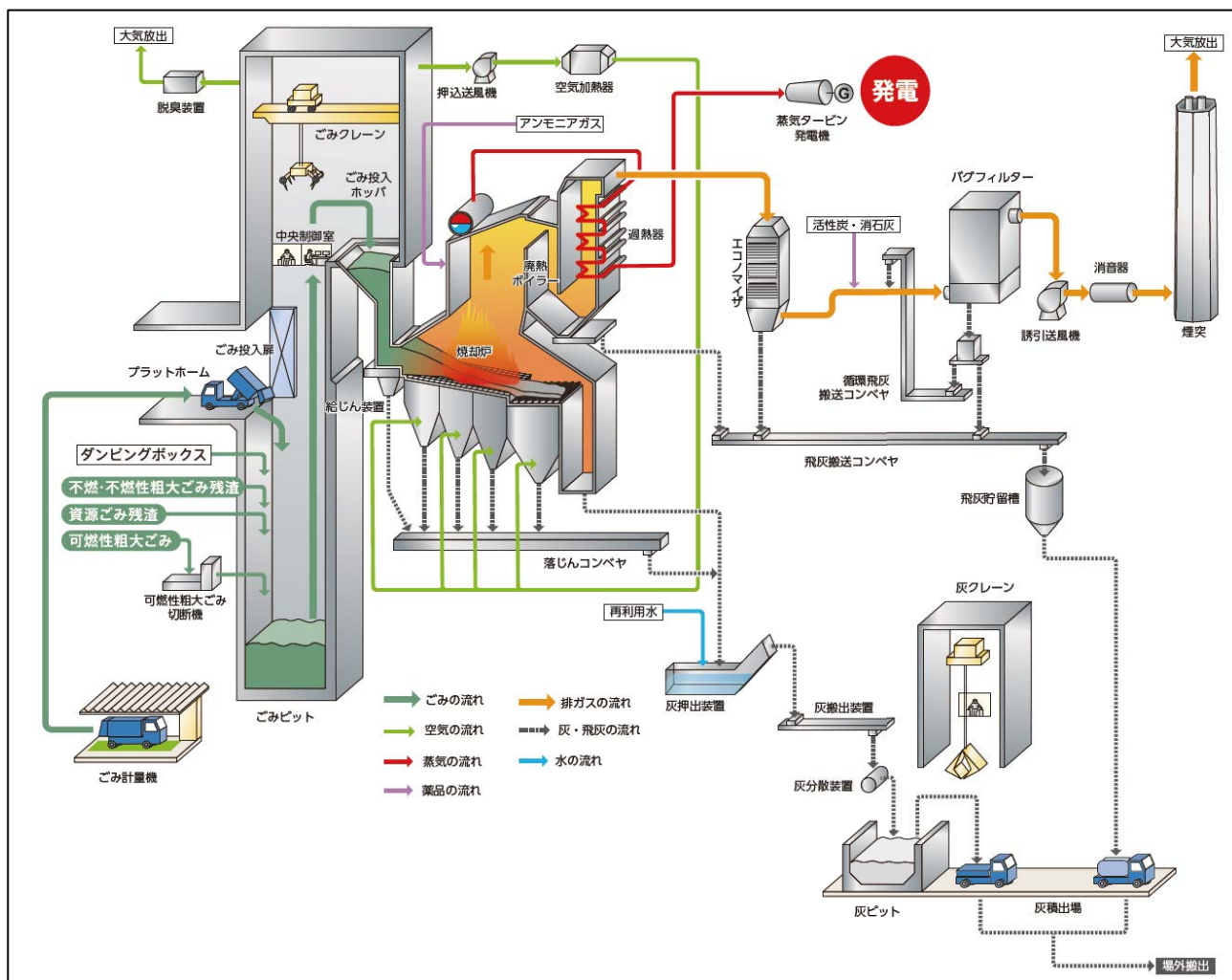


図 2.6.1-1 処理フローイメージ図

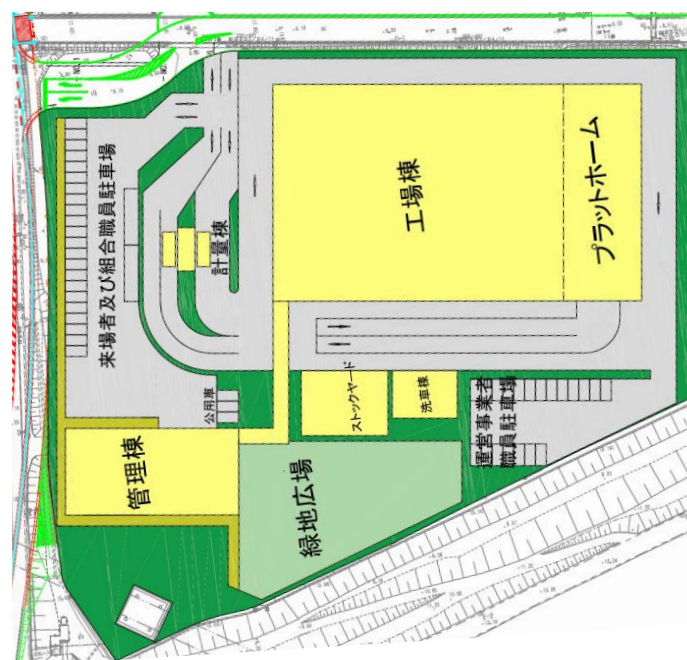
6.2 施設配置等の概要

施設配置は、図2.6.2-1に示すとおりである。図2.6.2-2の評価書段階での概略計画と比較すると計量棟の位置や動線で変更がみられる。しかし、工場棟の位置等は概ね同位置であり、建屋はややコンパクトになっている。

また、施設の空撮写真を写真2.6.2-1に示す。



図 2.6.2-1 施設配置



本配置は評価書段階での概略計画である。

図 2.6.2-2 施設配置計画（評価書）



写真 2. 6. 2-1 施設空撮写真

7 その他対象事業に関する基礎的な情報

7.1 環境保全目標値（自主基準値）

1) 排ガス

排ガスについて、表2.7.1-1に示す。いずれの項目も法規制値より低い環境保全目標値（自主基準値）を設定している。

表 2.7.1-1 施設の環境保全目標値（自主基準値）（排ガス）

項目	単位	法規制値	環境保全目標値(自主基準値)
硫黄酸化物(SO _x)	(ppm)	約 4936 以下(K 値からの換算値) K 値=17.5 以下	30 以下
ばいじん	(g/m ³ N)	0.08 以下	0.01 以下
窒素酸化物(NO _x)	(ppm)	250 以下	100 以下
塩化水素(HCl)	(ppm)	430 以下	30 以下
ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ N)	1 以下	0.05 以下
水銀	(μg/m ³ N)	30 以下	25 以下

2) 騒音

対象事業実施区域は、騒音規制法により第2種区域の基準が適用されることから、環境保全目標値（自主基準値）を表2.7.1-2に示すとおり法基準と同水準で設定している。

表 2.7.1-2 施設の環境保全目標値（自主基準値）（騒音）

単位：dB

区分	朝 (6 時～8 時)	昼間 (8 時～19 時)	夕 (19 時～23 時)	夜間 (23 時～6 時)
第1種区域	45	50	45	45
第2種区域	50	60	50	50
第3種区域	65	65	65	55
第4種区域	70	70	70	65
環境保全目標値 (自主基準値)	50	60	50	50

3) 振動

対象事業実施区域は振動規制法により第1種区域の基準が適用されることから、環境保全目標値（自主基準値）を表2.7.1-3に示すとおり法基準と同水準で設定している。

表 2.7.1-3 施設の環境保全目標値（自主基準値）（振動）

単位：dB

区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60
環境保全目標値（自主基準値）	60	55

4) 悪臭

① 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る環境保全目標値（自主基準値）

対象事業実施区域は規制区域に指定されていないが、施設敷地境界における特定悪臭物質の濃度に係る環境保全目標値（自主基準値）を表2.7.1-4に示すとおり法基準と同水準で設定している。

表2.7.1-4 施設敷地境界の環境保全目標値（自主基準値）（悪臭）

単位：ppm

物質名	悪臭防止法	環境保全目標値（自主基準値）
アンモニア	1	1
メチルメルカプタン	0.002	0.002
硫化水素	0.02	0.02
硫化メチル	0.01	0.01
二硫化メチル	0.009	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.005
アセトアルデヒド	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003
イソブタノール	0.9	0.9
酢酸エチル	3	3
メチルイソブチルケトン	1	1
トルエン	10	10
スチレン	0.4	0.4
キシレン	1	1
プロピオン酸	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001

② 気体排出口における特定悪臭物質の流量または濃度に係る環境保全目標値（自主基準値）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q ：悪臭物質の流量（0℃、1 気圧の m^3 /時）

$H e$ ：補正された気体排出口の高さ（m）

$C m$ ：敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ（ $H e$ ）が5m未満となる場合については、この式は適用しない。

7.2 収集・運搬

1) 収集区域

廃棄物の収集区域は2市3町（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町）の全域

2) 廃棄物の搬入日

月曜日から土曜日（年末年始（12月31日午後～1月3日）を除く）

3) 搬入時間

月曜日から金曜日 8:30～12:00、13:00～16:30

土曜日 8:30～12:00

4) 運搬経路

運搬経路は図2.7.2-1に示す。

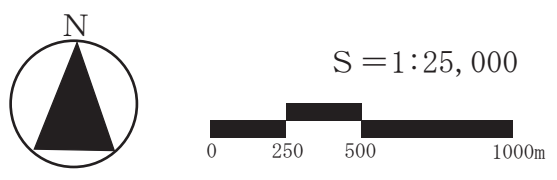
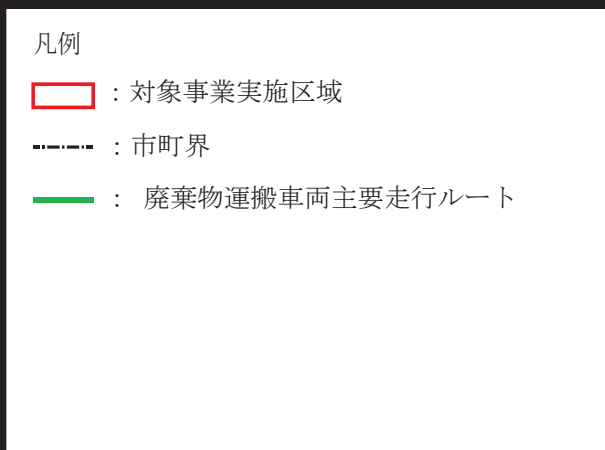


図2.7.2-1 運搬経路図

第3章 事後調査の項目及び手法、評価方法並びに事後調査を行うこととした理由

1 事後調査の項目及び手法

評価書で示した事後調査計画のうち、事後調査の項目及び手法を表3-1に示す。

表3-1 (1/2) 実施した事後調査の項目及び手法

項 目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期及び調査方法
施設計画確認調査		施設計画、環境保全計画の内容	—	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 施設計画、環境保全計画の内容の把握・集計による方法 「調査期間」 稼働後1年（1回／年）
発生源強度確認調査	ばい煙調査	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	煙突（各炉）	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく調査結果により把握する。 「調査期間」 稼働後1年（6回／年、ただしダイオキシン類は2回／年） ^{注1、注2}
	施設稼働騒音	騒音レベル	敷地境界の3地点	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法 「調査期間」 稼働後1年（4回／年） ^{注1、注2}
	施設低周波音	低周波音レベル	敷地内の3地点	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）に定める方法 「調査期間」 稼働後1年（4回／年） ^{注2}
	施設稼働振動	振動レベル	敷地境界の3地点	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法 「調査期間」 稼働後1年（4回／年） ^{注1、注2}
	施設からの悪臭	特定悪臭物質	敷地境界風上、風下の2地点及び煙突	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 「特定悪臭物質の測定の方法」に定める方法 「調査期間」 稼働後1年（4回／年） ^{注1、注2}

注：1）これらの調査項目は計画施設が稼働する間、調査を継続するものであるが、事後調査としての位置づけは稼働後1年とする。

2）評価書より回数を増加させている。

表3-1 (2/2) 実施した事後調査の項目及び手法

項 目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期及び調査方法
大気質	施設の稼働 (排ガス) 廃棄物の 搬出入	二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 塩化水素、 ダイオキシン類、 水銀、 交通量(廃棄物の 搬出入を兼ねる1 地点)	周辺5地点 (うち、1 地点は廃棄 物の搬出入 を兼ね る。)	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」、「大気汚染物質測定法指針」、「有害大気汚染物 質測定方法マニュアル」、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に定める方法 カウンター計測等による方法 「調査期間」 稼働後1年(2回/年(1週間×2回、ただし塩化水素、水銀は1日測定×7日×2回)) ^{注1} 交通量(1回/年(24時間×1回))
騒音	廃棄物の 搬出入	騒音レベル・ 交通量	走行ルート 2地点 ^{注2}	「調査時期」 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 「調査方法」 「騒音に係る環境基準について」等に定める方法 カウンター計測等による方法 収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法 「調査期間」 稼働後1年(1回/年(1日/1回(6:00~22:00)))
振動	廃棄物の 搬出入	振動レベル・ 交通量	走行ルート 2地点 ^{注2}	「調査時期」 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 「調査方法」 「振動規制法施行規則」別表第2に定める方法 カウンター計測等による方法 収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法 「調査期間」 稼働後1年(1回/年(1日/1回(8:00~19:00)))
悪臭	施設の稼働 (排ガス)	特定悪臭物質の 22項目	周辺5地点	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 「特定悪臭物質の測定の方法」に定める方法 「調査期間」 稼働後1年(2回/年) ^{注1 注2}
土壌	施設の稼働 (排ガス)	環境基準項目 30項目	周辺5地点	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 「土壌の汚染に係る環境基準」、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に定める 方法 「調査期間」 稼働後1年(1回/年) ^{注1}
人と自然 との触れ 合い活動 の場	廃棄物の 搬出入	環境保全措置 の実施状況	—	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 収集運搬計画、運搬記録等の把握・集計による方法
景観	地形改変及び 施設が存在	主要な眺望地点 からの景観	主要眺望 地点 9地点	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 写真撮影による方法 「調査期間」 稼働後1年(1回/年)
廃棄物等	施設の稼働	環境保全措置 の実施状況	計画施設	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 廃棄物の搬出・再資源化状況の記録等の把握・集計による方法 「調査期間」 稼働後1年(1回)
温室効果 ガス等	温室効果ガス の発生量	廃棄物処理量 及び種類、電気 及び燃料の使用 量	計画施設	「調査時期」 施設が定期的に稼働している時期 「調査方法」 運転記録、稼働記録の把握・集計による方法 「調査期間」 稼働後1年(1回)

注：1) これらの調査項目は計画施設が稼働する間、調査を継続するものであるが、事後調査としての位置づけは稼働後1年とする。

2) 評価書より地点数、回数を増加させている。

2 事後調査を行うこととした理由

評価書で示した事後調査計画のうち、事後調査を行うこととした理由を表 3-2 に示す。

表3-2 (1/2) 事後調査を行うこととした理由

項目	細項目	事後調査の目的			実施する（しない）理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
発生源調査					
施設計画確認調査		○	－	－	本環境影響評価で想定した施設計画と竣工した施設内容、環境保全のための措置の内容を確認し、必要に応じ、各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、施設計画確認に関する調査を実施する。
発生源強度確認調査	ばい煙調査	○	○	－	予測は施設計画に基づき行った。ただし、自主規制値の遵守、適切な運転管理の実施を前提としている。また、実施設計を立案する前段で行っているため、排出ガス諸元等に不確実性が伴う。したがって、自主基準値の遵守、運転管理状況の把握、並びに排ガス諸元等の確認を目的として、ばい煙調査を行う。
	施設稼働騒音、低周波音	○	○	－	予測は施設計画に基づき行った。一方、環境の保全のための措置として、壁面の吸音処理や低騒音型機器の設置等により影響の低減を図ることとしている。低周波音については、類似施設を参考にした環境保全のための措置講じることから影響は低減されるものと考えた。 また、実施設計を立案する前段で予測を行っているため、施設全体配置、設置機器、機器配置等に不確実性が伴う。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて、施設稼働騒音・低周波音に関する事後調査を実施する。
	施設稼働振動	○	－	－	予測は施設計画に基づき実施したが、実施設計を立案する前段で行っているため、施設全体配置、設置機器、機器配置等に不確実性が伴う。したがって施設稼働振動に関する事後調査を実施する。
	施設からの悪臭	○	○	－	施設から漏洩する悪臭の影響について予測した結果、環境の保全のための措置の実施により、影響は低減されると評価した。ただし、予測は実施設計を立案する前段で行っているため、施設配置や環境の保全のための措置の内容等に不確実性が伴う。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて悪臭に関する事後調査を実施する。
予測・評価の再検討		－	－	施設計画の変更の有無及び変更に伴う予測評価の再検討	本環境影響評価において予測条件とした施設計画と竣工した施設を比較検討するとともに、変更に至った経緯を把握し、予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、条件の変更に伴う予測評価を行うものとする。

注：1）本環境影響評価時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、今後の実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

2）環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

表3-2 (2/2) 事後調査を行うこととした理由

項目	細項目	事後調査の目的			実施する（しない）理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
環境調査					
大気質	施設の稼働（排ガス）	○	○	－	予測は施設計画に基づき行った。ただし、自主規制値の遵守、適切な運転管理の実施を前提としている。また、実施設計を立案する前段で行っているため、排出ガス諸元等に不確実性が伴う。したがって、周辺環境への影響を把握するために環境大気質調査を行う。 本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した。ただし、収集運搬計画を立案する前段での予測であるため、交通量等に不確実性が伴う。廃棄物の搬出入に関する事後調査を実施する。
	廃棄物の搬出入	○	－	－	
騒音	廃棄物の搬出入	○	－	－	
振動	廃棄物の搬出入	○	－	－	
悪臭	施設の稼働（排ガス）	－	○	－	予測の結果、特定悪臭物質の13項目については敷地境界における規制基準を超えるものとなり、規制基準を満足するための悪臭物質の許容流量を適用することとしたため事後調査を実施する。
地形及び地質（地盤）	施設が存在	－	－	－	地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられること、地下水の利用は、事前の揚水試験により、井戸が有する揚水能力、周辺既存井戸への影響のないことを確認のうえ利用することとすることから事後調査は実施しない。
地形及び地質（土壌）	施設の稼働（排ガス）	○	○	－	土壌への影響要因は、大気質に由来するものであることから事後調査を実施する。
動物	地形改変及び施設が存在	－	－	－	重要な種による対象事業実施区域の直接的な利用は確認されず、注目すべき生息地等は改変されないことから、動物に係る事後調査は実施しない。
植物	地形改変及び施設が存在	－	－	－	植物について、環境保全のための措置として、ミゾコウジュは周辺の草地など適切な場所に移植を行うこととしたが、事後調査は工事着手前、工事期間中に完了する。
人と自然との触れ合い活動の場	地形改変及び施設が存在	－	－	－	事業の実施にあたって、いずれの人と自然との触れ合い活動の場に対しても地形改変を伴うものはない。また、計画施設とそれぞれの触れ合いの場の距離により、施設が存在による地域住民の地域行事、日常生活における利用環境に影響を及ぼすことは少ないことから、事後調査は実施しない。
	廃棄物の搬出入	－	○	－	予測では、廃棄物運搬車両に対する環境の保全のための措置を講じ、利用者の安全を確保することとしたため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。
景観	地形改変及び施設が存在	○	○	－	事業の実施にあたって、環境保全のための措置として、施設の色調の工夫、施及び意匠とすることにより、無機的な人工構造物として存在感を低減する。ただし、予測は実施設計を立案する前段で行っているため、建築物規模や形状等に不確実性が伴う。したがって、対策が確実に実施されているか、並びに不確実性を伴う内容の確認を目的として事後調査を実施する。
廃棄物等	施設の稼働	－	○	－	本環境影響評価では、処理生成物の資源化を前提に評価したことから、資源化状況について事後調査を実施する。
温室効果ガス等	温室効果ガスの発生量	○	－	－	本環境影響評価では、工事中の建設機械の稼働、資材等の運搬に伴う温室効果ガスの排出が見込まれるが、計画施設の稼働に伴い、現有施設と比較して相当量の温室効果ガスの削減につながり、稼働後1年以内で、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献できると考えられた。ただし、予測は実施設計を立案する前段で行っているため、プラント性能等に不確実性が伴う。したがって、温室効果ガスの発生量に関する事後調査を行う。

注：1）本環境影響評価時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、今後の実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する場合があることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

2）環境の保全のための措置を講じること前提として予測を行い、環境影響の低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

3 事後調査の評価方法

前項で示した事後調査の評価方法を表 3-3 に示す。

表3-3 (1/2) 事後調査の評価方法（発生源強度確認調査）

項 目	細項目	評価項目	調査地点	評価方法
施設計画確認調査		施設計画、環境保全計画の内容	—	評価書で想定した施設計画と竣工した施設内容、環境保全のための措置の内容を確認し、必要に応じ、各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点の再検討を行う。
発生源強度確認調査	ばい煙調査	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	煙突（各炉）	調査地点における環境保全目標値（自主基準値）を満足していること。
	施設稼働騒音	騒音レベル	敷地境界の3地点	調査地点における環境保全目標値（自主基準値）を満足していること。
	施設低周波音	低周波音レベル	敷地内の3地点	環境保全目標である「周辺住民の日常生活に支障を生じさせないこと。」を満足していること。
	施設稼働振動	振動レベル	敷地境界の3地点	調査地点における環境保全目標値（自主基準値）を満足していること。
	施設からの悪臭	特定悪臭物質	敷地境界風上、風下の2地点及び煙突（各炉）	調査地点における環境保全目標値（自主基準値）を満足していること。なお、敷地境界においては、環境保全目標である「大部分の地域住民が日常生活において支障のないレベルとして、敷地境界における規制基準を満足するとともに、臭気指数15以下」を満足していること。

表3-3 (2/2) 事後調査の評価方法（環境調査）

項 目	細項目	評価項目	調査地点	評価方法
大気質	施設の稼働（排ガス） 廃棄物の搬出入	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	周辺5地点（うち、1地点は廃棄物の搬出入を兼ねる。）	調査地点における各調査項目の値が環境保全目標（二酸化硫黄：日平均値が0.04ppm以下、二酸化窒素：日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値が0.10mg/m ³ 以下、ダイオキシン類：年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下、塩化水素：目標環境濃度が0.02ppm以下、水銀：年平均値が40ng/m ³ ）を満足していること。
騒音	廃棄物の搬出入	騒音レベル	走行ルート2地点	調査地点における騒音レベルが環境保全目標（70dB以下）を満足していること。
振動	廃棄物の搬出入	振動レベル	走行ルート2地点	調査地点における振動レベルが環境保全目標（65dB以下）を満足していること。
悪臭	施設の稼働（排ガス）	特定悪臭物質の22項目 臭気指数	周辺5地点	調査地点における各調査項目の値が環境保全目標である「大部分の地域住民が日常生活において支障のないレベルとして、敷地境界における規制基準を満足するとともに、臭気指数15以下とする。」を満足していること。
土壌	施設の稼働（排ガス）	環境基準項目30項目	周辺5地点	調査地点における各調査項目の値が環境保全目標である「土壌中のダイオキシン類が環境基準以下であり、対象事業実施区域周辺の土壌を著しく悪化させないこと。」を満足していること。
人と自然との触れ合い活動の場	廃棄物の搬出入	環境保全措置の実施状況	—	環境保全措置の実施状況を調査し、廃棄物の搬出入による地域住民の地域行事、日常生活における利用を含めた利用者の安全への影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されていることを確認する。
景観	地形改変及び施設存在	主要な眺望地点からの景観	主要眺望地点9地点	環境保全措置の実施状況を調査及びに調査地点における現況写真と予測結果（フォトモニター）との比較により、景観への影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されていることを確認する。
廃棄物等	施設の稼働	環境保全措置の実施状況	計画施設	環境保全措置の実施状況を調査し、環境保全目標である「廃棄物の排出量を出来る限り抑制すること。」を満足しているかを確認する。
温室効果ガス等	温室効果ガスの発生量	廃棄物処理量及び種類、電気及び燃料の使用量	計画施設	施設の稼働及び廃棄物の搬出入に伴う温室効果ガス発生量の把握並びに環境保全措置の実施状況を調査し、環境保全目標である「温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。」を満足しているかを確認する。

第4章 事後調査の結果

1 発生源強度確認調査

1.1 施設計画確認調査

施設計画の変更内容として、工場棟の建屋寸法が評価書時よりもコンパクトになったこと、施設の配置計画では、計量棟の位置や動線に変更がみられる。しかし、工場棟の位置等は概ね同位置であり、設備等にも大きな変更点はなく、事後調査を大きく変更させる要因はない。

1.2 ばい煙調査

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.1.2-1 に示す。

調査は、受注事業者により実施されたばい煙調査の結果をとりまとめ、整合性を確認した。

表 4.1.2-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
ばい煙調査	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	1号炉	令和6年4月30日 6月7日 8月22日 10月16日 令和7年1月20日 3月10日	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく調査結果により把握する。
		2号炉	令和6年4月30日 6月10日 8月23日 10月17日 令和7年1月21日 3月11日	

2) 調査結果

調査結果を表 4.1.2-2 に示す。

全ての調査結果は、自主基準値を満足していた。

表 4.1.2-2 (1/2) 調査結果 (1号炉)

項目		自主基準値	令和6年				令和7年	
			4月30日	6月7日	8月22日	10月16日	1月20日	3月10日
排ガス濃度	ばいじん (乾きガス、0 ² 12%換算) (g/m ³ N)	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	硫黄酸化物 (乾きガス、0 ² 12%換算) (ppm)	30	7	11	<6	13	<6	5
	塩化水素 (乾きガス、0 ² 12%換算) (ppm)	30	<9	<10	10	8	12	13
	窒素酸化物 (乾きガス、0 ² 12%換算) (ppm)	100	75	82	76	76	77	74
	一酸化炭素 (乾きガス、0 ² 12%換算、4時間平均値) (ppm)	30	<5	<5	<5	<5	7	<5
	全水銀 (乾きガス、0 ² 12%換算) (μg/m ³ N)	25	0.59	0.06	0.67	<0.01	0.64	0.86
	ダイオキシン類 (乾きガス、0 ² 12%換算) (ng-TEQ/m ³ N)	0.05	-	0.0080	0.012	0.014	0.015	-

注：「<」は定量下限未満を表す。

表 4.1.2-2 (2/2) 調査結果 (2号炉)

項目		自主 基準値	令和6年				令和7年	
			4月30日	6月10日	8月23日	10月17日	1月21日	3月11日
排ガス濃度	ばいじん (乾きガス、0 ² 12%換算) (g/m ³ N)	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	硫黄酸化物 (乾きガス、0 ² 12%換算) (ppm)	30	<8	10	<8	9	8	10
	塩化水素 (乾きガス、0 ² 12%換算) (ppm)	30	<11	<9	12	17	12	11
	窒素酸化物 (乾きガス、0 ² 12%換算) (ppm)	100	78	56	82	79	83	74
	一酸化炭素 (乾きガス、0 ² 12%換算、4時間平均値) (ppm)	30	<6	<5	<6	<5	<5	<5
	全水銀 (乾きガス、0 ² 12%換算) (μg /m ³ N)	25	0.40	0.32	0.08	0.17	0.39	0.03
	ダイオキシン類 (乾きガス、0 ² 12%換算) (ng-TEQ/m ³ N)	0.05	-	0.0052	0.0086	0.0058	0.012	-

注：「<」は定量下限未達を表す。

1.3 施設稼働騒音

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.1.3-1 に、調査地点を図 4.1.3-1 に示す。

表 4.1.3-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
施設稼働騒音	騒音レベル	敷地境界の 3 地点	令和 6 年 5 月 13、20 日 10 月 30～31 日 12 月 3 日 令和 7 年 2 月 27 日	「特定工場等において発生 する騒音の規制に関する基 準」に定める方法

注：調査は計 4 回実施した。（なお 5 月 13 日の夜間の測定時に他事業の工事の影響が確認されたため、5 月 20 日に夜間のみ再測定を実施した。）

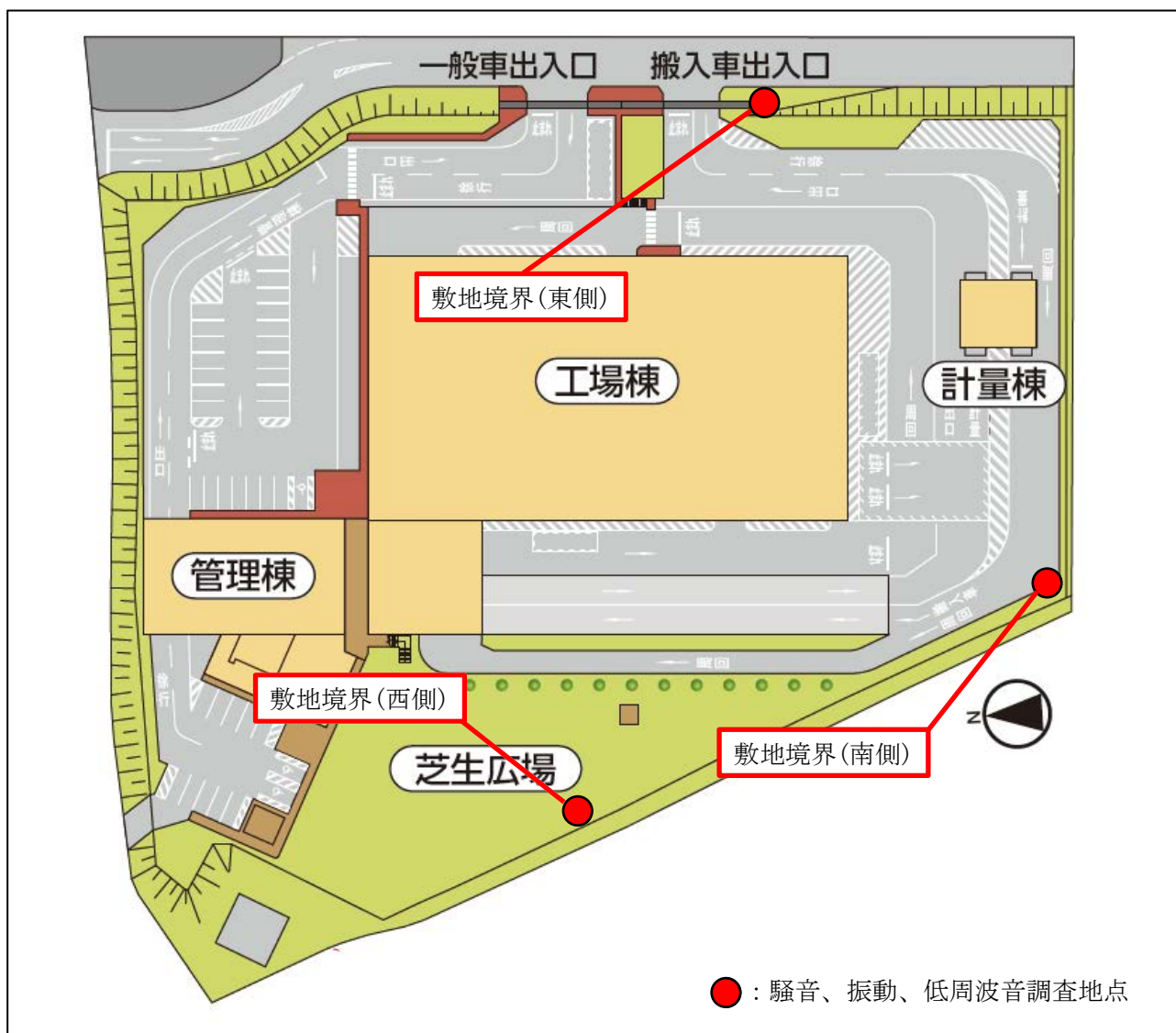


図 4.1.3-1 調査地点

2) 調査結果

調査結果を表 4. 1. 3-2 に示す。

すべての調査地点で自主基準値を満足していた。

表 4. 1. 3-2 調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分 ^{注1}	時間率騒音レベル (L ₅) ^{注2}								自主基準値
		5月 (R6. 5/13) (R6. 5/20)	自主基準値 との適否	10月 (R6. 10/30～ 31)	自主基準値 との適否	12月 (R6. 12/3)	自主基準値 との適否	2月 (R7. 2/27)	自主基準値 との適否	
敷地境界 (東側)	朝	50	適合	48	適合	48	適合	48	適合	50以下
	昼間	52	適合	48	適合	47	適合	47	適合	60以下
	夕	49	適合	48	適合	48	適合	47	適合	50以下
	夜間	47	適合	46	適合	46	適合	47	適合	50以下
敷地境界 (西側)	朝	49	適合	45	適合	46	適合	45	適合	50以下
	昼間	55	適合	47	適合	45	適合	47	適合	60以下
	夕	50	適合	48	適合	45	適合	45	適合	50以下
	夜間	49	適合	46	適合	45	適合	44	適合	50以下
敷地境界 (南側)	朝	48	適合	46	適合	46	適合	46	適合	50以下
	昼間	53	適合	49	適合	45	適合	45	適合	60以下
	夕	49	適合	48	適合	46	適合	44	適合	50以下
	夜間	45	適合	46	適合	46	適合	44	適合	50以下

注：1) 時間区分の朝は6時～8時、昼間は8時～19時、夕は19時～23時、夜間は23時～6時を示す。

2) L₅とは「5%時間率騒音レベル」を表す。

1.4 施設低周波音

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.1.4-1 に、調査地点は図 4.1.3-1 (P4-3) に示す。

表 4.1.4-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
施設低周波音	低周波音レベル	敷地境界の 3 地点	令和 6 年 5 月 13 日 10 月 30 日 12 月 3 日 令和 7 年 2 月 27 日	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月環境庁大気保全局)に定める方法

注：調査は計 4 回実施した。

2) 調査結果

調査結果を表 4.1.4-2 及び表 4.1.4-3 に示す。

L_{Gep} 、 L_{G5} 及び L_{50} の値について、参考指標値を下回っていた。なお、1/3 オクターブバンド周波数ごとの測定値については、参照値を上回っているケースが見られた。

低周波音の発生源となる機器等は屋内に設置していることや、振動の発生源である機器には防振対策を講じ、また、それらの機器に接続する配管、ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制しており、近隣住民からの低周波音による苦情は寄せられていないことから、環境保全目標である「周辺住民の日常生活に支障を生じさせないこと。」を満足している。

表 4.1.4-2 調査結果

単位：dB

調査地点	測定項目	低周波音測定結果								参考 指標値 ^{注4}	環境 保全目標
		5月 (R6. 5/13)	参考指標値 との適否	10月 (R6. 10/30)	参考指標値 との適否	12月 (R6. 12/3)	参考指標値 との適否	2月 (R7. 2/27)	参考指標値 との適否		
敷地境界 (東側)	L_{Geq}	77	適合	75	適合	73	適合	73	適合	92以下	周辺住民の 日常生活に 支障を生じ させないこ と。
	L_{G5}	78	適合	75	適合	74	適合	73	適合	100以下	
	L_{50}	75	適合	76	適合	71	適合	70	適合	90以下	
敷地境界 (西側)	L_{Geq}	72	適合	71	適合	70	適合	68	適合	92以下	
	L_{G5}	76	適合	73	適合	74	適合	69	適合	100以下	
	L_{50}	79	適合	78	適合	70	適合	66	適合	90以下	
敷地境界 (南側)	L_{Geq}	72	適合	79	適合	75	適合	70	適合	92以下	
	L_{G5}	75	適合	82	適合	82	適合	74	適合	100以下	
	L_{50}	73	適合	84	適合	68	適合	68	適合	90以下	

注：1) L_{Geq} とは「等価音圧レベル (G特性※)」を表す。

※G特性：1-20Hzの超低周波音の人体間隔を評価するための周波数補正特性

2) L_{G5} とは「5%時間率音圧レベル (1-20HzG特性)」を表す。

3) L_{50} とは「50%時間率音圧レベル (1-80HzZ特性)」を表す。

4) 参考指標値は道路環境影響評価の技術手法 (平成25年3月 国総研資料第714号 5.1)

5) 測定結果は測定対象以外から発生する低周波音の影響が少ない測定時間における結果である。

表 4.1.4-3 1/3 オクターブバンド音圧レベル調査結果

単位：dB

調査地点	測定月	1/3オクターブ [*] バンド周波数	1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	AP
敷地境界（東側）	5月	L _{eq}	65.0	63.0	60.0	59.0	59.0	56.0	53.0	54.0	52.0	53.0	57.0	57.0	63.0	61.0	66.0	71.0	60.0	60.0	60.0	59.0	75.3
敷地境界（西側）		L _{eq}	73.0	71.0	68.0	67.0	68.0	65.0	63.0	62.0	60.0	59.0	58.0	57.0	57.0	56.0	56.0	58.0	62.0	60.0	63.0	75.0	79.9
敷地境界（南側）		L _{eq}	67.0	65.0	63.0	63.0	61.0	60.0	58.0	58.0	55.0	55.0	55.0	58.0	61.0	58.0	58.0	64.0	61.0	61.0	58.0	56.0	74.1
敷地境界（東側）	10月	L _{eq}	72.2	70.6	68.5	66.8	65.9	64.1	62.6	61.3	59.0	58.2	59.0	58.1	62.6	59.4	63.8	69.6	58.8	59.5	60.6	57.0	78.4
敷地境界（西側）		L _{eq}	75.3	73.8	70.3	69.5	68.4	65.3	63.8	62.6	60.5	58.7	57.5	55.6	58.2	57.0	60.6	62.6	61.2	62.1	61.8	58.3	80.2
敷地境界（南側）		L _{eq}	82.6	79.5	78.9	76.5	75.1	73.3	71.3	69.7	67.6	65.8	63.5	61.7	62.1	66.6	67.2	74.0	68.7	71.6	68.0	62.4	87.4
敷地境界（東側）	12月	L _{eq}	58.8	57.7	54.9	54.2	51.3	49.7	49.4	48.8	47.7	50.7	55.1	55.9	61.8	57.3	62.5	67.0	57.2	59.4	57.4	53.9	71.5
敷地境界（西側）		L _{eq}	65.0	64.3	36.1	61.4	59.8	60.6	57.1	56.1	53.1	51.8	52.5	56.1	57.1	56.6	55.8	60.4	59.2	59.0	60.6	57.3	72.8
敷地境界（南側）		L _{eq}	63.0	63.7	60.1	58.5	57.0	54.8	53.6	54.1	52.4	53.3	55.7	54.8	58.9	63.9	64.5	57.2	58.3	58.4	55.5	49.6	72.3
敷地境界（東側）	2月	L _{eq}	49.4	48.1	48.2	48.0	48.0	47.6	48.7	48.0	46.3	49.6	53.0	55.9	61.0	56.0	62.6	66.8	54.9	56.3	60.4	54.2	70.7
敷地境界（西側）		L _{eq}	49.5	47.5	46.9	45.3	44.1	46.2	47.1	46.1	46.5	47.5	49.7	51.5	55.2	54.7	55.0	55.9	57.8	58.4	57.5	57.0	66.4
敷地境界（南側）		L _{eq}	55.5	55.4	53.1	52.0	50.9	50.3	51.9	52.0	52.2	54.5	54.7	53.8	57.2	57.8	58.3	60.6	58.2	58.6	58.1	54.4	68.9
物的苦情に関する参照値（L _{eq} ）			-	-	-	-	-	-	-	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	-	-	-
心身に係る苦情に関する参照値（L _{eq} ）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	-

- 注：1) L_{eq}とは「等価音圧レベル（1-80Hz平坦特性）」を表す。
2) 参照値：低周波音問題対応の手引書（平成16年6月 環境省）
3) APのL_{eq}は1-80Hz、L_{Geq}は1-20Hzのエネルギー平均値を表す。
4) 測定結果は測定対象以外から発生する低周波音の影響が少ない測定時間における結果である。

1.5 施設稼働振動

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.1.5-1 に、調査地点は図 4.1.3-1（P4-3）に示す。

表 4.1.5-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
施設稼働振動	振動レベル	敷地境界の 3 地点	令和 6 年 5 月 13 日 10 月 30 日 12 月 3 日 令和 7 年 2 月 27 日	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法

注：調査は計 4 回実施した。

2) 調査結果

調査結果を表 4.1.5-2 に示す。

すべての調査地点で自主基準値を満足していた。

表 4.1.5-2 調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分 ^{注1}	振動レベル（ L_{10} ） ^{注2}								自主基準値
		5月 (R6. 5/13)	自主基準値 との適否	10月 (R6. 10/30)	自主基準値 との適否	12月 (R6. 12/3)	自主基準値 との適否	2月 (R7. 2/27)	自主基準値 との適否	
敷地境界 (東側)	昼間	33	適合	30	適合	<30	適合	<30	適合	60以下
	夜間	31	適合	<30	適合	<30	適合	<30	適合	55以下
敷地境界 (西側)	昼間	<30	適合	<30	適合	<30	適合	<30	適合	60以下
	夜間	<30	適合	<30	適合	<30	適合	<30	適合	55以下
敷地境界 (南側)	昼間	<30	適合	32	適合	<30	適合	31	適合	60以下
	夜間	<30	適合	32	適合	<30	適合	32	適合	55以下

注：1) 時間区分の昼間は8時～19時、夜間は19時～8時を示す。

2) L_{10} とは「10%時間率振動レベル」を表す。

1.6 施設からの悪臭

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.1.6-1 に、調査地点は図 4.1.6-1 に示す。

表 4.1.6-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
施設からの悪臭	特定悪臭物質 臭気指数	敷地境界 風下風上 の2地点 及び煙突 (各炉)	令和6年5月1日 8月20日 11月5日 令和7年2月27日	「特定悪臭物質の測定の方法」及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法

注：臭気指数においては、敷地境界風下風上2地点及び周辺5地点にて調査を行った。



図 4.1.6-1 調査地点

2) 調査結果

調査結果を表 4.1.6-2、4.1.6-3 に示す。

敷地境界における調査では、風上側、風下側ともに自主基準値を満足していた。また、気体排出口における調査でも、排出量は悪臭物質の許容流量を満足していた。

表 4.1.6-2 (1/2) 調査結果（敷地境界（風上側））

調査項目	単位	敷地境界（風上側）				自主基準値	環境 保全目標
調査日	—	R6. 5. 1	R6. 8. 20	R6. 11. 5	R7. 2. 27	—	大部分の地域 住民が日常生 活において支 障のないレベ ルとして、敷 地境界におけ る規制基準を 満足するとと もに、臭気指 数15以下とす る。
試料採取時間	—	10:30～10:35	9:30～9:35	8:45～8:50	11:19～11:24	—	
天候	—	曇	曇	晴	晴	—	
気温	℃	17.4	31.0	9.1	15.2	—	
湿度	%	78	78	80	12	—	
風向	—	北～東	不定	南西	不定	—	
風速	m/s	1.2	<1.0	<1.0	<1.0	—	
アンモニア	ppm	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	1	
メチルメルカプタン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	
硫化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009	
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	
アセトアルデヒド [○]	ppm	<0.005	0.007	0.006	<0.005	0.05	
プロピオンアルデヒド [○]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド [○]	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009	
イソブチルアルデヒド [○]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	
ノルマルヘキシルアルデヒド [○]	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009	
イソヘキシルアルデヒド [○]	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9	
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3	
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10	
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	
ノルマル酪酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.001	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	—	
臭気濃度	—	<10	<10	<10	<10	—	

注：「<」は定量下限値未満を示す。

表 4.1.6-2 (2/2) 調査結果（敷地境界（風下側））

調査項目	単位	敷地境界（風下側）				自主基準値	環境 保全目標
調査日	—	R6. 5. 1	R6. 8. 20	R6. 11. 5	R7. 2. 27	—	大部分の地域 住民が日常生 活において支 障のないレベ ルとして、敷 地境界におけ る規制基準を 満足するとと もに、臭気指 数15以下とす る。
試料採取時間	—	11:08～11:13	10:03～10:08	8:30～8:35	11:50～11:55	—	
天候	—	曇	晴	晴	晴	—	
気温	℃	18. 1	35. 0	9. 9	17. 4	—	
湿度	%	76	61	75	10	—	
風向	—	北	不定	南西	不定	—	
風速	m/s	1. 1	<1. 0	<1. 0	<1. 0	—	
アンモニア	ppm	<0. 1	0. 3	<0. 1	<0. 1	1	
メチルメルカプタン	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	0. 002	
硫化水素	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	0. 02	
硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	0. 01	
二硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	0. 009	
トリメチルアミン	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	0. 005	
アセトアルデヒド [○]	ppm	<0. 005	0. 010	0. 007	<0. 005	0. 05	
プロピオンアルデヒド [○]	ppm	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	0. 05	
ノルマルブチルアルデヒド [○]	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	0. 009	
イソブチルアルデヒド [○]	ppm	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	0. 02	
ノルマルヘキシルアルデヒド [○]	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	0. 009	
イソヘキシルアルデヒド [○]	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	0. 003	
イソブタノール	ppm	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09	0. 9	
酢酸エチル	ppm	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3	3	
メチルイソブチルケトン	ppm	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	1	
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10	
スチレン	ppm	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04	0. 4	
キシレン	ppm	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	1	
プロピオン酸	ppm	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003	0. 03	
ノルマル酪酸	ppm	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006	0. 001	
ノルマル吉草酸	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	0. 0009	
イソ吉草酸	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	0. 001	
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	—	
臭気濃度	—	<10	<10	<10	<10		

注：「<」は定量下限値未満を示す。

表 4.1.6-3 (1/2) 調査結果 (1号炉煙突 気体排出口)

調査項目	1号炉煙突 気体排出口								予測結果
調査日	R6. 5. 1		R6. 8. 20		R6. 11. 5		R7. 2. 27		
	排出量 ^{注1, 注2}	気体排出口における 悪臭物質の 許容流量 ^{注1, 注3}	排出量 ^{注1, 注2}	気体排出口における 悪臭物質の 許容流量 ^{注1, 注3}	排出量 ^{注1, 注2}	気体排出口における 悪臭物質の 許容流量 ^{注1, 注3}	排出量 ^{注1, 注2}	気体排出口における 悪臭物質の 許容流量 ^{注1, 注3}	
	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	
アンモニア	0.1未満	480	0.1未満	522	0.1未満	501	0.1未満	501	137
硫化水素	0.001未満	9.70	0.001未満	10.4	0.001未満	10.0	0.001未満	10.0	3.0
トリメチルアミン	0.001未満	2.42	0.001未満	2.61	0.001未満	2.50	0.001未満	2.50	0.60
ブ [○] ロヒ [○] オンアルデ [○] ヒド [○]	0.01未満	24.0	0.01未満	26.1	0.01未満	25.0	0.01未満	25.0	6.6
ノルマルブ [○] チルアルデ [○] ヒド [○]	0.001未満	4.36	0.001未満	4.7	0.001未満	4.51	0.001未満	4.51	1.2
イソブ [○] チルアルデ [○] ヒド [○]	0.001未満	9.70	0.001未満	10.4	0.001未満	10.0	0.001未満	10.0	3.0
ノルマルヘ [○] ルアルデ [○] ヒド [○]	0.001未満	4.36	0.001未満	4.7	0.001未満	4.51	0.001未満	4.51	1.2
イソヘ [○] ルアルデ [○] ヒド [○]	0.0001未満	1.45	0.0001未満	1.56	0.0001未満	1.50	0.0001未満	1.50	0.60
イソブ [○] タノール	0.1未満	430	0.1未満	470	0.1未満	451	0.1未満	451	124
酢酸エチル	0.1未満	1450	0.1未満	1560	0.1未満	1503	0.1未満	1504	411
メチルイソブ [○] チルケトン	0.1未満	480	0.1未満	522	0.1未満	501	0.1未満	501	137
トルエン	1.0未満	4850	1.0未満	5220	1.0未満	5011	1.0未満	5014	1370
キシレン	0.1未満	480	0.1未満	522	0.1未満	501	0.1未満	501	137

注：1) 標準状態（0℃、1気圧）の値とする。

2) 各悪臭物質の排出口における濃度の結果値を用いて各種悪臭物質の1時間あたりの排出量を算出した。

3) 気体排出口の高さに応じた悪臭物質の1時間あたりの排出量における許容流量

表 4.1.6-3 (2/2) 調査結果 (2号炉煙突 気体排出口)

調査項目	2号炉煙突 気体排出口								予測結果
調査日	R6. 5. 1		R6. 8. 20		R6. 11. 5		R7. 2. 27		
	排出量 ^{注1, 注2}	気体排出口における 悪臭物質の 許容流量 ^{注1, 注3}	排出量 ^{注1, 注2}	気体排出口における 悪臭物質の 許容流量 ^{注1, 注3}	排出量 ^{注1, 注2}	気体排出口における 悪臭物質の 許容流量 ^{注1, 注3}	排出量 ^{注1, 注2}	気体排出口における 悪臭物質の 許容流量 ^{注1, 注3}	
	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	(m³/h)	
アンモニア	0.1未満	500	0.1未満	508	0.1未満	529	0.1未満	523	137
硫化水素	0.001未満	10.0	0.001未満	10.1	0.001未満	10.5	0.001未満	10.4	3.0
トリメチルアミン	0.001未満	2.51	0.001未満	2.54	0.001未満	2.64	0.001未満	2.61	0.60
ブ [○] ロビ [○] ン [○] アルデ [○] ヒド [○]	0.01未満	25.0	0.01未満	25.4	0.01未満	26.4	0.01未満	26.1	6.6
ノルマルブ [○] チルアルデ [○] ヒド [○]	0.001未満	4.52	0.001未満	4.57	0.001未満	4.76	0.001未満	4.71	1.2
イソブ [○] チルアルデ [○] ヒド [○]	0.001未満	10.0	0.001未満	10.1	0.001未満	10.5	0.001未満	10.4	3.0
ノルマルヘ [○] レルアルデ [○] ヒド [○]	0.001未満	4.52	0.001未満	4.57	0.001未満	4.76	0.001未満	4.71	1.2
イソヘ [○] レルアルデ [○] ヒド [○]	0.0001未満	1.50	0.0001未満	1.52	0.0001未満	1.58	0.0001未満	1.57	0.60
イソブ [○] タノール	0.1未満	450	0.1未満	457	0.1未満	476	0.1未満	471	124
酢酸エチル	0.1未満	1500	0.1未満	1520	0.1未満	1589	0.1未満	1570	411
メチルイソブ [○] チルケトン	0.1未満	500	0.1未満	508	0.1未満	529	0.1未満	523	137
トルエン	1.0未満	5020	1.0未満	5080	1.0未満	5299	1.0未満	5235	1370
キシレン	0.1未満	500	0.1未満	508	0.1未満	529	0.1未満	523	137

注：1) 標準状態（0℃、1気圧）の値とする。

2) 各悪臭物質の排出口における濃度の結果値を用いて各種悪臭物質の1時間あたりの排出量を算出した。

3) 気体排出口の高さに応じた悪臭物質の1時間あたりの排出量における許容流量

2 環境調査

2.1 大気質

1) 調査の概要

調査の概要を表 4. 2. 1-1 に、調査地点を図 4. 2. 1-1 に示す。

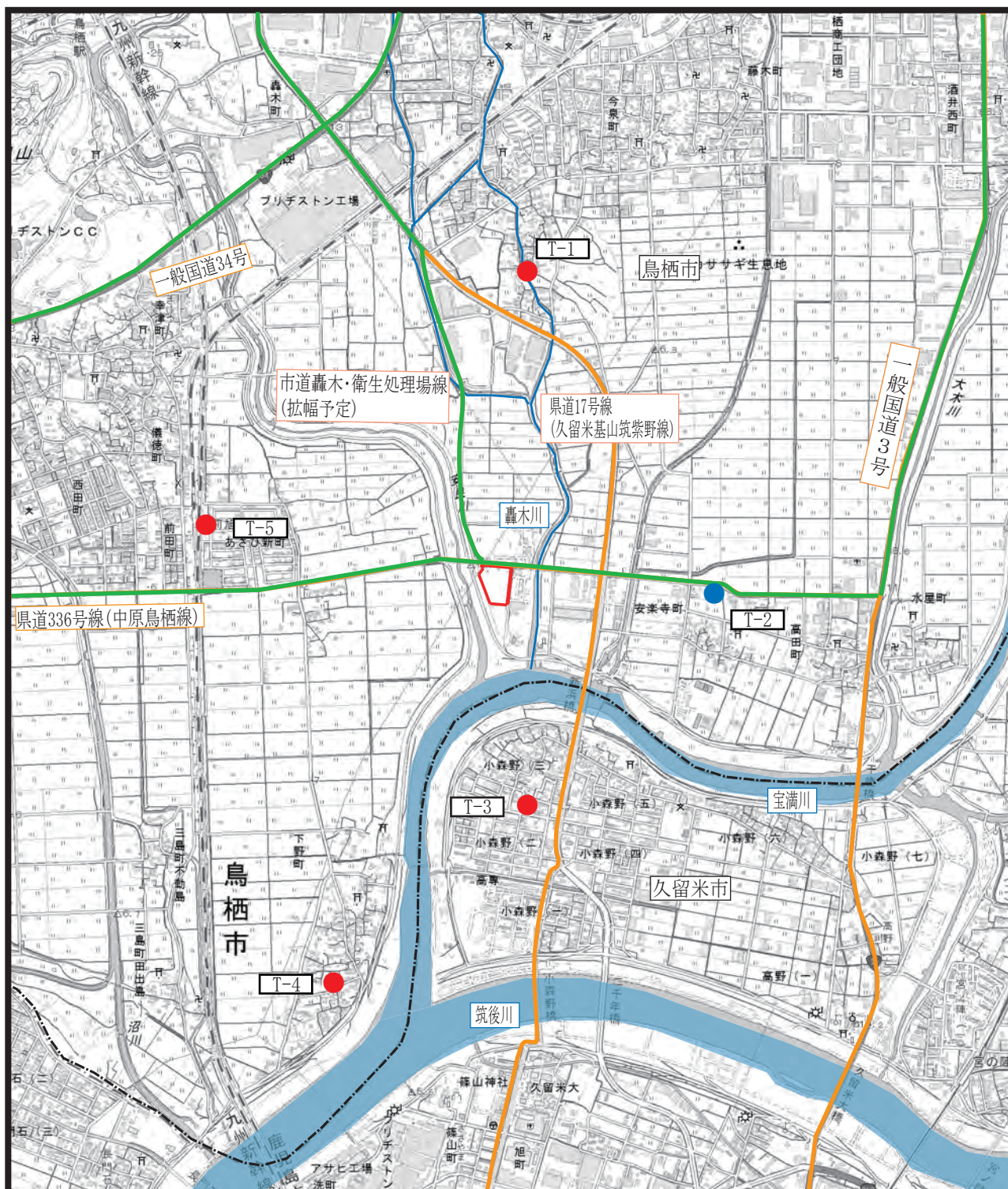
表 4. 2. 1-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
施設の稼働 (排ガス) 廃棄物の搬出入	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀 交通量 ^注 (廃棄物の搬出入 を兼ねる T-2 のみ 実施)	周辺 5 地点 (うち、1 地 点は廃棄物の 搬出入を兼ね る。)	令和 6 年 8 月 20 日～26 日 令和 7 年 1 月 18 日～24 日	「大気の汚染に係る環境基準について」、「大気汚染物質測定法指針」、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」等に定める方法

注：交通量調査結果については 2. 2 騒音、図 4. 2. 2-3 (P4-23) に示す。



大気質測定状況



凡例

□ : 対象事業実施区域

--- : 市町界

● : 環境大気調査地点(周辺地域)

● : 沿道大気を兼ねる環境大気(周辺地域)・
交通量

— : 廃棄物運搬車両主要走行ルート



S = 1 : 25, 000

0 250 500 1000m

図4.2.1-1 大気質調査地点

2) 調査結果

(1) 施設の稼働（排ガス）

調査結果を表 4. 2. 1-2 に示す。

各項目の調査結果より、すべての地点及びすべての項目において環境保全目標を満足していた。

また、水銀を除く全ての項目において、予測濃度と同程度又は下回っていた。

なお、水銀については、予測濃度を上回っていたが、調査期間中の施設の運転日報を確認したところ、1号、2号炉ともに自主基準値である $25 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を十分に下回る値 ($0 \sim 4 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 程度) で運転していた。一方、調査期間中の風向を確認したところ (図-4. 2. 1-2、3 調査期間中の風配図参照)、夏季は西南西、冬季は北東の風が卓越しており、施設の風下の地点のみ水銀濃度が高くなることはなかった。以上のことから、施設の稼働以外の要因によるものが原因と考えられる。

表 4. 2. 1-2 (1/6) 大気質調査結果（二酸化硫黄）

調査地点	調査項目	H30年度 平均値 ^{注1}	予測濃度 ^{注2}		令和6年度供用時調査結果			環境保全目標値 ^{注3}	
			年平均	日平均	夏季	冬季	年間	適合：○ 不適合：×	
T-1 真木町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.002	0.002	—	0.001	0.000	0.001	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.009	—	0.005	0.002	0.001	0.002	○	0.04以下
	1 時間濃度が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-2 安楽寺町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.001	0.001	—	0.001	0.001	0.001	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.004	—	0.004	0.003	0.001	0.003	○	0.04以下
	1 時間濃度が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-3 小森野地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.002	0.002	—	0.001	0.000	0.001	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.004	—	0.005	0.002	0.000	0.002	○	0.04以下
	1 時間濃度が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-4 下野町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.002	0.002	—	0.002	0.001	0.002	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.007	—	0.005	0.005	0.001	0.005	○	0.04以下
	1 時間濃度が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-5 あさひ新町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.002	0.002	—	0.003	0.001	0.002	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.006	—	0.005	0.006	0.001	0.006	○	0.04以下
	1 時間濃度が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—

注：1) 平成30年度に実施している評価書記載の調査結果

2) 評価書で示された施設の稼働（排ガス）の年平均予測濃度と日平均予測濃度

3) 評価書で示された環境保全目標値

表 4. 2. 1-2 (2/6) 大気質調査結果 (二酸化窒素)

調査地点	調査項目	H30年度 平均値 ^{注1}	予測濃度 ^{注2}		令和6年度供用時調査結果			環境保全目標値 ^{注3}	
			年平均	日平均	夏季	冬季	年間	適合：○ 不適合：×	
T-1 真木町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.008	0.009	—	0.001	0.012	0.007	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.018	—	0.019	0.002	0.016	0.016	○	0.04～ 0.06以下
	日平均濃度が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-2 安楽寺町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.010	0.012	—	0.003	0.013	0.008	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.019	—	0.024	0.004	0.017	0.017	○	0.04～ 0.06以下
	日平均濃度が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-3 小森野地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.007	0.008	—	0.002	0.009	0.006	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.014	—	0.017	0.003	0.012	0.012	○	0.04～ 0.06以下
	日平均濃度が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-4 下野町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.007	0.008	—	0.002	0.009	0.006	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.012	—	0.017	0.003	0.012	0.012	○	0.04～ 0.06以下
	日平均濃度が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-5 あさひ新町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.008	0.009	—	0.004	0.013	0.009	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.014	—	0.019	0.005	0.017	0.017	○	0.04～ 0.06以下
	日平均濃度が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—

注：1) 平成30年度に実施している評価書記載の調査結果
2) 評価書で示された施設の稼働（排ガス）の年平均予測濃度と日平均予測濃度
3) 評価書で示された環境保全目標値

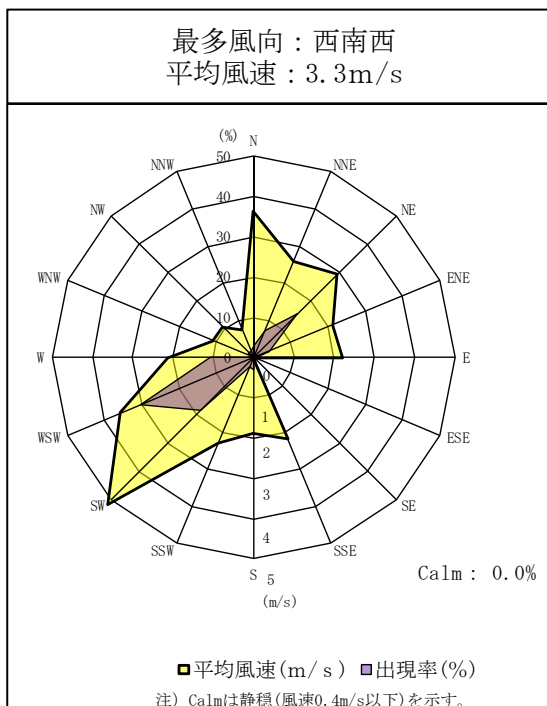


図 4. 2. 1-2 夏季調査期間中の風配図

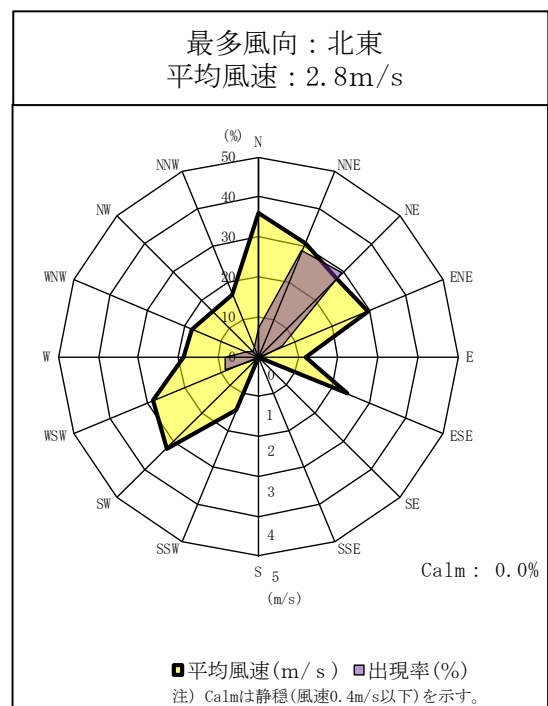


図 4. 2. 1-3 冬季調査期間中の風配図

表 4. 2. 1-2 (3/6) 大気質調査結果（浮遊粒子状物質）

調査地点	調査項目	H30年度 平均値 ^{注1}	予測濃度 ^{注2}		令和6年度供用時調査結果			環境保全目標値 ^{注3}	
			年平均	日平均	夏季	冬季	年間	適合：○ 不適合：×	
T-1 真木町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (mg/m ³)	0.021	0.021	—	0.014	0.028	0.021	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (mg/m ³)	0.033	—	0.045	0.017	0.043	0.043	○	0.10以下
	1時間濃度が0.20ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.10ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-2 安楽寺町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (mg/m ³)	0.022	0.022	—	0.015	0.028	0.022	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (mg/m ³)	0.033	—	0.049	0.019	0.038	0.038	○	0.10以下
	1時間濃度が0.20ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.10ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-3 小森野地区	期 間 内 平 均 濃 度 (mg/m ³)	0.022	0.022	—	0.013	0.028	0.021	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (mg/m ³)	0.035	—	0.049	0.016	0.039	0.039	○	0.10以下
	1時間濃度が0.20ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.10ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-4 下野町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (mg/m ³)	0.022	0.022	—	0.016	0.026	0.021	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (mg/m ³)	0.039	—	0.049	0.020	0.037	0.037	○	0.10以下
	1時間濃度が0.20ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.10ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—
T-5 あさひ新町地区	期 間 内 平 均 濃 度 (mg/m ³)	0.021	0.021	—	0.012	0.028	0.020	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (mg/m ³)	0.033	—	0.045	0.015	0.042	0.042	○	0.10以下
	1時間濃度が0.20ppmを超えた時間数 (時間)	0	—	—	0	0	—	—	—
	日平均濃度が0.10ppmを超えた日数 (日)	0	—	—	0	0	—	—	—

注：1)平成30年度に実施している評価書記載の調査結果

2)評価書で示された施設の稼働（排ガス）の年平均予測濃度と日平均予測濃度

3)評価書で示された環境保全目標値

表 4. 2. 1-2 (4/6) 大気質調査結果（塩化水素）

単位：ppm

調査地点	平成30年度 調査結果 ^{注1}	予測結果 ^{注2}	令和6年度供用時調査結果 ^{注3}			環境保全目標値 ^{注4}	
			夏季	冬季	年間	適合：○ 不適合：×	
T-1 真木町地区	<0.002	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	○	0.02
T-2 安楽寺町地区	<0.002	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	○	0.02
T-3 小森野地区	<0.002	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	○	0.02
T-4 下野町地区	<0.002	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	○	0.02
T-5 あさひ新町地区	<0.002	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	○	0.02

注：1)平成30年度調査結果は評価書記載の調査結果の平均値

2)予測結果は評価書記載の近隣施設、近隣住居における1時間値の予測結果の最高値

3)令和6年度供用時調査結果は日値の最大値を示す。

4)評価書で示された環境保全目標値

5)「<」は定量下限値未満を示す。

表 4.2.1-2 (5/6) 大気質調査結果 (ダイオキシン類)

単位: pg-TEQ/m³

調査地点	平成30年度 調査結果 ^{注1}	予測結果 ^{注2}	令和6年度供用時調査結果 ^{注3}			環境保全目標値 ^{注4}	
			夏季	冬季	年間	適合:○ 不適合:×	
T-1 真木町地区	0.014	0.014	0.0080	0.040	0.024	○	0.6
T-2 安楽寺町地区	0.018	0.018	0.015	0.033	0.024	○	0.6
T-3 小森野地区	0.019	0.019	0.0075	0.034	0.021	○	0.6
T-4 下野町地区	0.013	0.013	0.0063	0.017	0.012	○	0.6
T-5 あさひ新町地区	0.020	0.020	0.0056	0.011	0.0083	○	0.6

注: 1) 平成30年度調査結果は評価書記載の調査結果の平均値

2) 予測結果は年平均値

3) 令和6年度供用時調査結果は期間平均値(1週間値)を示す。

4) 評価書で示された環境保全目標値

表 4.2.1-2 (6/6) 大気質調査結果 (水銀)

単位: ng/m³

調査地点	平成30年度 調査結果 ^{注1}	予測結果 ^{注2}	令和6年度供用時調査結果 ^{注3}			環境保全目標値 ^{注4}	
			夏季	冬季	年間	適合:○ 不適合:×	
T-1 真木町地区	2.1	2.1	3.2	2.5	2.9	○	40
T-2 安楽寺町地区	1.3	1.3	2.3	3.1	2.7	○	40
T-3 小森野地区	1.8	1.8	2.7	2.9	2.8	○	40
T-4 下野町地区	2.0	2.0	2.2	3.0	2.6	○	40
T-5 あさひ新町地区	1.8	1.8	2.1	2.0	2.1	○	40

注: 1) 平成30年度調査結果は評価書記載の調査結果の平均値

2) 予測結果は年平均値

3) 令和6年度供用時調査結果は日値の最大値を示す。

4) 評価書で示された環境保全目標値

(2) 廃棄物の搬出入

調査結果を表 4.2.1-3 に示す。

二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）について、ともに環境保全目標を満足しており、予測濃度と比較しても低かった。

表 4.2.1-3 (1/2) 大気質調査結果（二酸化窒素）

調査地点	調査項目	平成30年度 平均値 ^{注1}	予測濃度 ^{注2} 日平均	令和6年度供用後調査結果			環境保全目標値 ^{注3}	
				夏季	冬季	年間	適合：○ 不適合：×	
T-2 安楽寺町 地区	期 間 内 平 均 濃 度 (ppm)	0.010	—	0.003	0.013	0.008	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (ppm)	0.019	0.023	0.004	0.017	0.017	○	0.04～ 0.06以下
	日平均濃度が0.06ppmを超えた日数（日）	0	—	0	0	0	—	—
	日平均濃度が0.04ppmを超えた日数（日）	0	—	0	0	0	—	—

注：1) 平成30年度調査結果は評価書記載の調査結果

2) 日平均予測濃度は評価書記載の年平均値を換算したもの。

3) 評価書で示された環境保全目標値

表 4.2.1-3 (2/2) 大気質調査結果（浮遊粒子状物質）

調査地点	調査項目	平成30年度 平均値 ^{注1}	予測濃度 ^{注2} 日平均	令和6年度供用後調査結果			環境保全目標値 ^{注3}	
				夏季	冬季	年間	適合：○ 不適合：×	
T-2 安楽寺町 地区	期 間 内 平 均 濃 度 (mg/m ³)	0.022	—	0.015	0.028	0.022	—	—
	日 平 均 最 高 濃 度 (mg/m ³)	0.033	0.043	0.019	0.038	0.038	○	0.10以下
	1時間濃度が0.20ppmを超えた時間数（時間）	0	—	0	0	0	—	—
	日平均濃度が0.10ppmを超えた日数（日）	0	—	0	0	0	—	—

注：1) 平成30年度調査結果は評価書記載の調査結果

2) 日平均予測濃度は評価書記載の年平均値を換算したもの。

3) 評価書で示された環境保全目標値

2.2 騒音

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.2.2-1 に、調査地点を図 4.2.2-1 に示す。

表 4.2.2-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
廃棄物の搬出入	騒音レベル 交通量	走行ルート 2 地点	令和 7 年 1 月 23～24 日	「騒音に係る環境基準について」等に定める方法 カウンター計測等による方法



騒音測定状況



凡例

□ : 対象事業実施区域

----- : 市町界

● : 道路交通騒音・振動・交通量調査地点

— : 廃棄物運搬車両主要走行ルート



S = 1 : 25, 000

0 250 500 1000m

図4.2.2-1 騒音・振動調査地点

2) 調査結果

(1) 廃棄物の搬出入

調査結果を表 4.2.2-2 及び図 4.2.2-2 に示す。

評価書記載の予測値と比較すると、S-1 対象事業実施区域においては、廃棄物運搬車両及びその他の車両も増加したが、予測値を下回った。

S-2 安楽寺町地区においては、予測値をやや上回った時間帯がみられた。要因としては、対象事業実施区域の西側にて実施している他事業の造成工事の車両が増加したことが考えられる。

また、環境保全目標については、S-1 対象事業実施区域及び S-2 安楽寺町地区ともに満足していた。

表 4.2.2-2 (1/2) 廃棄物の搬出入における騒音調査結果 (S-1 対象事業実施区域)

単位：dB

時間帯	平成30年度調査結果 (a) 注1		予測値 (b)		令和6年度供用時調査結果 (c)	環境保全目標
	L_{Aeq}	(c) - (a)	(c) - (b)	L_{Aeq}	L_{Aeq}	
6～7時	67.5	- 2.4	- 2.4	67.5	65.1	「騒音に係る環境基準」 幹線交通を担う道路に近 接する空間 70dB以下 (昼間：6時～22時)
7～8時	69.0	- 3.1	- 3.1	69.0	65.9	
8～9時	69.5	- 3.1	- 3.3	69.7	66.4	
9～10時	69.1	- 1.8	- 2.7	70.0	67.3	
10～11時	68.3	- 0.1	- 0.9	69.1	68.2	
11～12時	68.0	- 1.2	- 1.8	68.6	66.8	
12～13時	67.6	- 1.3	- 1.3	67.6	66.3	
13～14時	67.4	- 0.1	- 0.8	68.1	67.3	
14～15時	67.7	- 0.1	- 0.5	68.1	67.6	
15～16時	67.8	- 1.4	- 1.8	68.2	66.4	
16～17時	68.2	- 1.7	- 2.0	68.5	66.5	
17～18時	69.4	- 2.8	- 2.8	69.4	66.6	
18～19時	69.2	- 3.0	- 3.0	69.2	66.2	
19～20時	68.4	- 3.7	- 3.7	68.4	64.7	
20～21時	67.7	- 3.7	- 3.7	67.7	64.0	
21～22時	66.8	- 4.8	- 4.8	66.8	62.0	
6～22時平均	68.3	- 2.0	- 2.3	68.6	66.3	目標との適否：適合

注：平成30年度調査結果は評価書記載（工事前）の調査結果

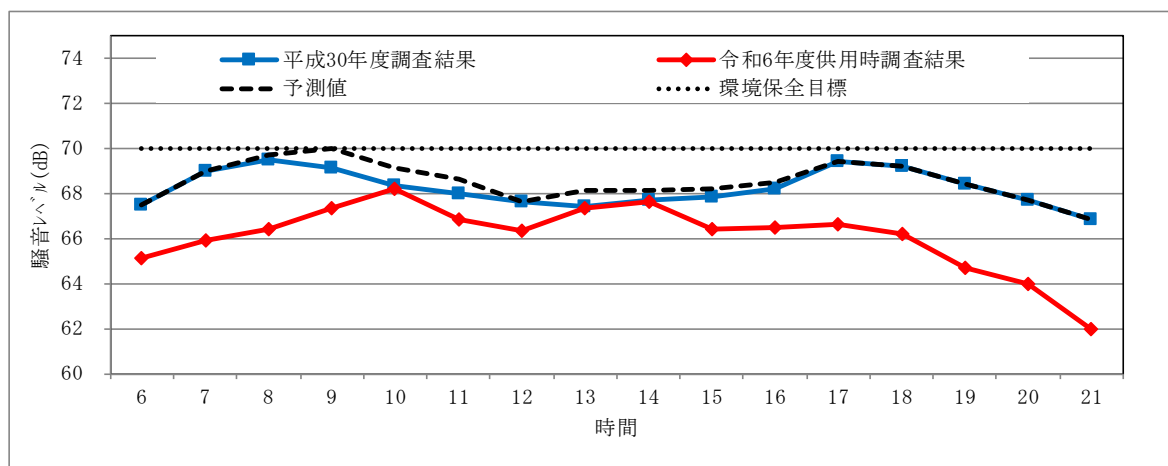


図 4.2.2-2 (1/2) 廃棄物の搬出入における騒音調査結果 (S-1 対象事業実施区域)

表 4.2.2-2 (2/2) 廃棄物の搬出入における騒音調査結果 (S-2 安楽寺町地区)

単位：dB

時間帯	平成30年度調査結果 (a) 注1		予測値 (b)		令和6年度供用時調査結果 (c)	環境保全目標
	L _{Aeq}	(c) - (a)	(c) - (b)	L _{Aeq}	L _{Aeq}	
6～7時	67.5	- 0.4	- 0.4	67.5	67.1	「騒音に係る環境基準」 幹線交通を担う道路に近 接する空間 70dB以下 (昼間：6時～22時)
7～8時	69.0	- 0.3	- 0.3	69.0	68.7	
8～9時	69.1	- 0.6	- 0.9	69.4	68.5	
9～10時	68.5	- 0.3	- 1.1	69.3	68.2	
10～11時	67.6	+ 0.5	- 0.3	68.4	68.1	
11～12時	67.6	+ 0.1	- 0.4	68.1	67.7	
12～13時	66.8	+ 0.4	+ 0.4	66.8	67.2	
13～14時	67.2	- 0.6	- 1.3	67.9	66.6	
14～15時	66.9	+ 0.3	0.0	67.2	67.2	
15～16時	67.7	- 0.3	- 0.7	68.1	67.4	
16～17時	67.7	0.0	- 0.3	68.0	67.7	
17～18時	67.9	- 0.4	- 0.4	67.9	67.5	
18～19時	66.9	- 0.5	- 0.5	66.9	66.4	
19～20時	66.4	0.0	0.0	66.4	66.4	
20～21時	66.0	+ 0.2	+ 0.2	66.0	66.2	
21～22時	64.3	+ 1.0	+ 1.0	64.3	65.3	
6～22時平均	67.5	- 0.1	- 0.4	67.7	67.4	目標との適否：適合

注：平成30年度調査結果は評価書記載（工事前）の調査結果

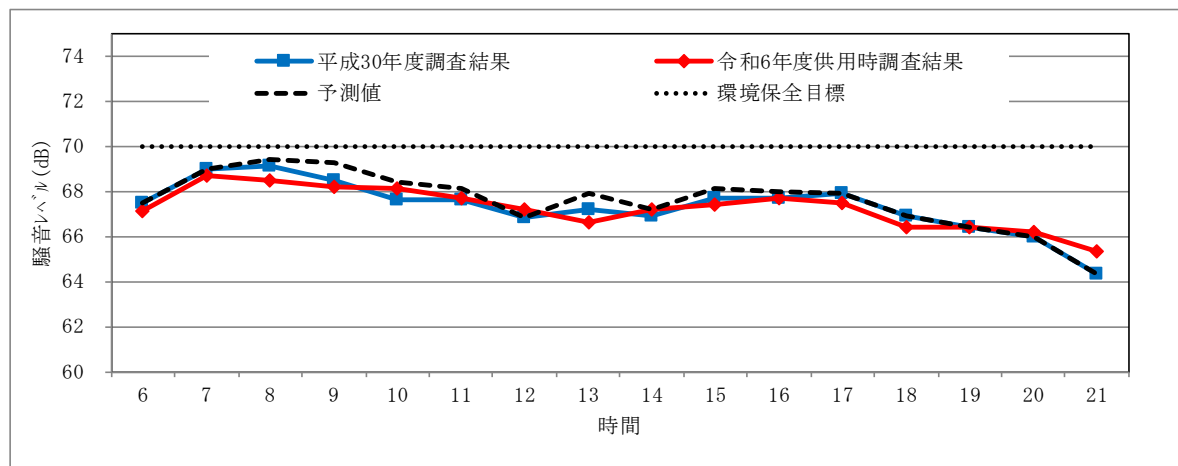
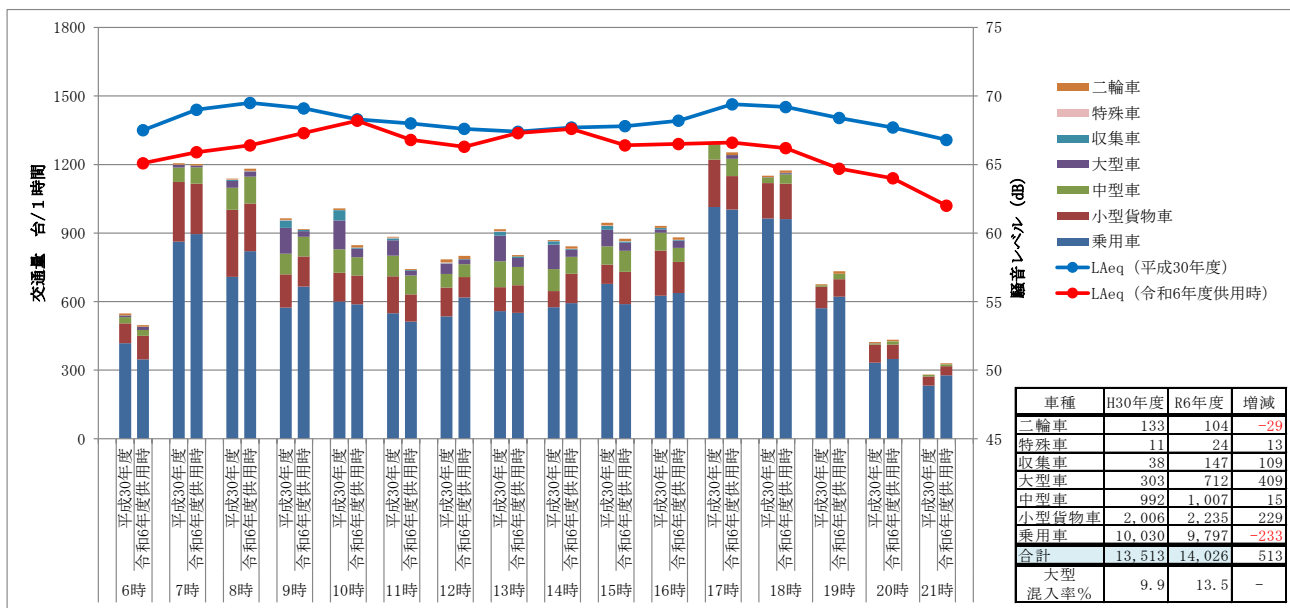
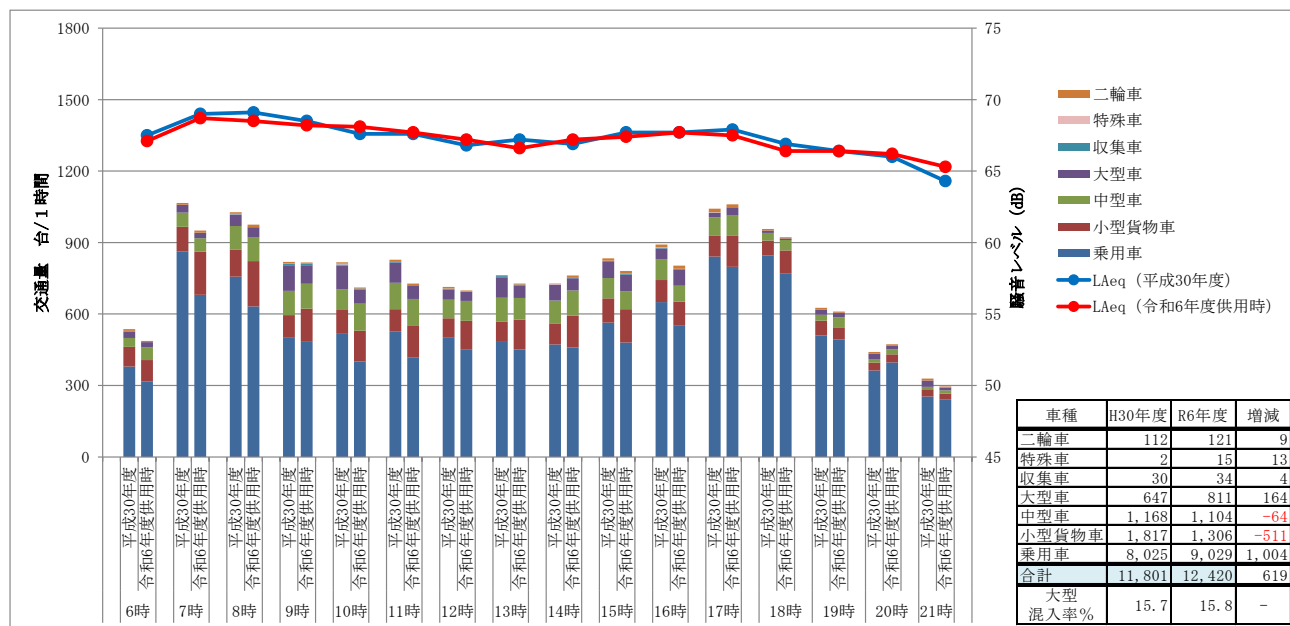


図 4.2.2-2 (2/2) 廃棄物の搬出入における騒音調査結果 (S-2 安楽寺町地区)



注：平成30年度は評価書記載（工事前）の調査結果

図 4.2.2-3 (1/2) 自動車交通量と道路交通騒音の関連性（S-1 対象事業実施区域）



注：平成30年度は評価書記載（工事前）の調査結果

図 4.2.2-3 (2/2) 自動車交通量と道路交通騒音の関連性（S-2 安楽寺町地区）

2.3 振動

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.2.3-1 に示す。調査地点は騒音調査地点（図 4.2.2-1（P4-20）参照）と同様とした。

表 4.2.3-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
廃棄物の搬出入	振動レベル 交通量	走行ルート 1 地点	令和 7 年 1 月 23～24 日	「振動規制法施行規則」別表第 2 に定める方法 カウンター計測等による方法



振動測定状況

2) 調査結果

(1) 廃棄物の搬出入

調査結果を表 4. 2. 3-2 及び図 4. 2. 3-1 に示す。

評価書に記載の予測値と比較すると、S-1 対象事業実施区域及び S-2 安楽寺町地区ともに予測値をやや上回った時間帯がみられた。要因としては対象事業実施区域の西側にて実施している他事業の造成工事の大型車両が増加したことが考えられる。

なお、環境保全目標については、S-1 対象事業実施区域及び S-2 安楽寺町地区ともに満足していた。

表 4. 2. 3-2 (1/2) 廃棄物の搬出入における振動調査結果 (S-1 対象事業実施区域)

単位：dB

時間帯	平成30年度調査結果 (a) 注1		予測値 (b)		令和6年度供用時調査結果 (c)	環境保全目標
	L ₁₀	(c) - (a)	(c) - (b)	L ₁₀	L ₁₀	
8～9時	43	- 1	- 1	43	42	「道路交通振動の限度 (要請限度)」第1種区域 65dB以下 (昼間：8時～19時)
9～10時	44	0	- 1	45	44	
10～11時	44	+ 4	+ 3	45	48	
11～12時	44	+ 1	0	45	45	
12～13時	43	- 2	- 2	43	41	
13～14時	44	+ 3	+ 2	45	47	
14～15時	44	+ 3	+ 2	45	47	
15～16時	45	- 2	- 3	46	43	
16～17時	44	- 1	- 1	44	43	
17～18時	43	- 4	- 4	43	39	
18～19時	39	- 1	- 1	39	38	
昼間平均	43	0	- 1	44	43	目標との適否：適合

注：1) 平成30年度調査結果は評価書記載（工事前）の調査結果

2) 振動レベルの計算について「<30」を「30」として取り扱った。

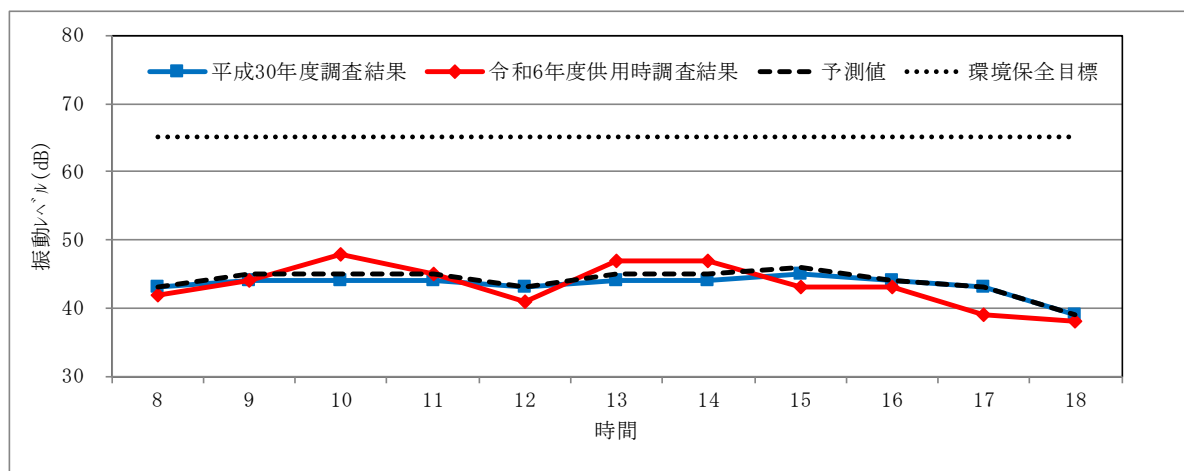


図 4. 2. 3-1 (1/2) 廃棄物の搬出入における振動調査結果 (S-1 対象事業実施区域)

表 4.2.3-2 (2/2) 廃棄物の搬出入における振動調査結果 (S-2 安楽寺町地区)

単位：dB

時間帯	平成30年度調査結果 (a) 注1		予測値 (b)		令和6年度供用時調査結果 (c)	環境保全目標
	L ₁₀	(c) - (a)	(c) - (b)	L ₁₀	L ₁₀	
8～9時	47	+ 1	+ 1	47	48	「道路交通振動の限度 (要請限度)」第1種区域 65dB以下 (昼間：8時～19時)
9～10時	49	+ 1	0	50	50	
10～11時	49	+ 1	0	50	50	
11～12時	49	- 2	- 3	50	47	
12～13時	47	- 2	- 2	47	45	
13～14時	47	+ 2	+ 1	48	49	
14～15時	48	+ 1	+ 1	48	49	
15～16時	48	0	- 1	49	48	
16～17時	48	+ 1	+ 1	48	49	
17～18時	43	+ 1	+ 1	43	44	
18～19時	39	+ 3	+ 3	39	42	
昼間平均	47	0	0	47	47	目標との適否：適合

注：1) 平成30年度調査結果は評価書記載（工事前）の調査結果

2) 振動レベルの計算について「<30」を「30」として取り扱った。

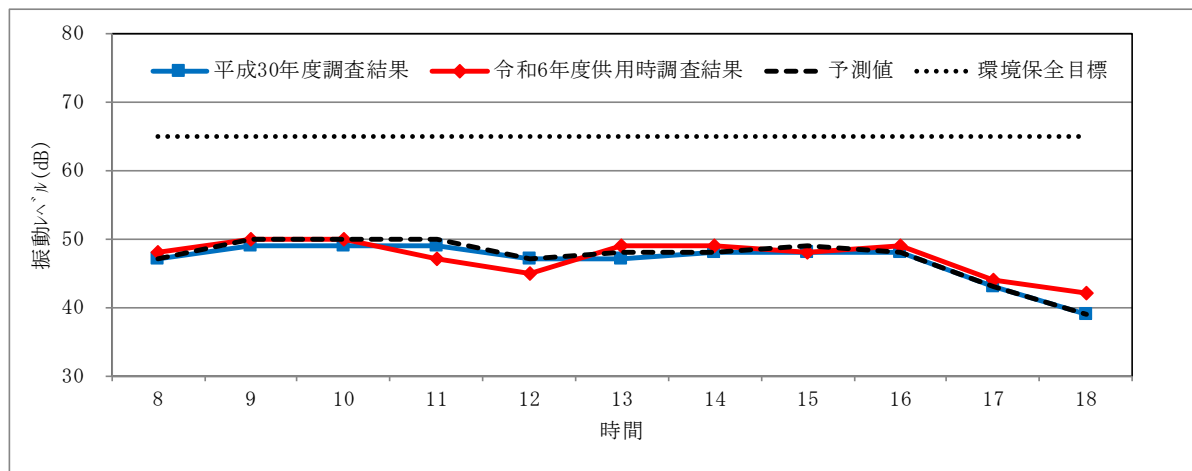


図 4.2.3-1 (2/2) 廃棄物の搬出入における振動調査結果 (S-2 安楽寺町地区)

2.4 悪臭

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.2.4-1 に示す。調査地点は環境大気質調査地点（図 4.2.1-1（P4-13）参照）と同様とした。

表 4.2.4-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
施設の稼働 (排ガス)	特定悪臭物質 (22 項目) 臭気指数	周辺 5 地点	令和 6 年 8 月 20 日 令和 7 年 1 月 17 日	「特定悪臭物質の測定方法」 (昭和 47 年 5 月環境庁告示第 9 号)



令和 6 年 8 月 20 日 悪臭測定状況



令和 7 年 1 月 17 日 悪臭測定状況

2) 調査結果

(1) 施設の稼働（排ガス）

調査結果を表 4.2.4-2 に示す。

全ての地点において、施設の稼働に伴う臭気は認められず、いずれの項目も規制基準及び環境保全目標を満足していた。

表 4.2.4-2 (1/2) 施設の稼働（排ガス）における悪臭調査結果

調査項目	単位	A-1 真木町 地区	A-2 安楽寺町 地区	A-3 小森野 地区	A-4 下野町 地区	A-5 あさひ新町 地区	規制基準	環境保全 目標
調査日	—	令和6年8月20日					—	大部分の地域 住民が日常生 活において支 障のないレベ ルとして、敷 地境界におけ る規制基準を 満足するとと もに、臭気指 数15以下とす る。
試料採取時間	—	13:07～13:22	12:10～12:29	11:43～11:57	11:00～11:16	13:41～13:57	—	
天候	—	晴れ					—	
気温	℃	36.0	35.6	35.4	35.2	36.4	—	
湿度	%	61.7	55.7	67.2	61.1	62.1	—	
風向	—	S	S	WSW	WNW	SW	—	
風速	m/s	2.8	1.0	1.1	1.2	1.5	—	
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	
アセトアルデヒド [※]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
プロピオンアルデヒド [※]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド [※]	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	
イソブチルアルデヒド [※]	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
ノルマルヘキシルアルデヒド [※]	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	
イソヘキシルアルデヒド [※]	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9	
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3	
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	<1	10	
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.0009	
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	<10	—	

注：1) 参考値として鳥栖市及び久留米市の敷地境界における規制基準値を示す。

ただし、A-3小森野地区、A-5あさひ新町地区を除いて規制区域外であり適用されない。

2) 「<」は定量下限値未満を示す。

3) 供用開始前(平成30年8月20日)の夏季調査結果は全ての地点において、いずれ項目も定量下限未満であり、規制基準を満足してた。

表 4.2.4-2 (2/2) 施設の稼働（排ガス）における悪臭調査結果

調査項目	単位	A-1 真木町 地区	A-2 安楽寺町 地区	A-3 小森野 地区	A-4 下野町 地区	A-5 あさひ新町 地区	規制基準	環境保全 目標
調査日	—	令和7年1月17日					—	大部分の地域住民が日常生活において支障のないレベルとして、敷地境界における規制基準を満足するとともに、臭気指数15以下とする。
試料採取時間	—	13:30～13:55	14:50～15:15	11:40～12:00	9:45～10:05	10:20～10:37	—	
天候	—	曇					—	
気温	℃	10.0	10.0	8.2	5.4	6.4	—	
湿度	%	56.1	55.9	61.3	68.4	65.8	—	
風向	—	—	—	—	—	—	—	
風速	m/s	calm	calm	calm	calm	calm	—	
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	
アセトアルデヒド [※]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
プロピオンアルデヒド [※]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド [※]	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	
イソブチルアルデヒド [※]	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
ノルマルヘキシルアルデヒド [※]	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	
イソヘキシルアルデヒド [※]	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9	
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3	
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	<1	10	
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.0009	
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	<10	—	

注：1) 参考値として鳥栖市及び久留米市の敷地境界における規制基準値を示す。

ただし、A-3小森野地区、A-5あさひ新町地区を除いて規制区域外であり適用されない。

2) 「<」は定量下限値未満を示す。

3) 供用開始前の冬季調査は実施していない。

2.5 土壌

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.2.5-1 に、調査地点を図 4.2.5-1 に示す。

表 4.2.5-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
施設の稼働 (排ガス)	環境基準項目 (30 項目)	周辺 5 地点	令和 7 年 1 月 18 日	「土壌の汚染に係る環境基準」、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に定める方法



令和 7 年 1 月 18 日 土壌試料採取状況

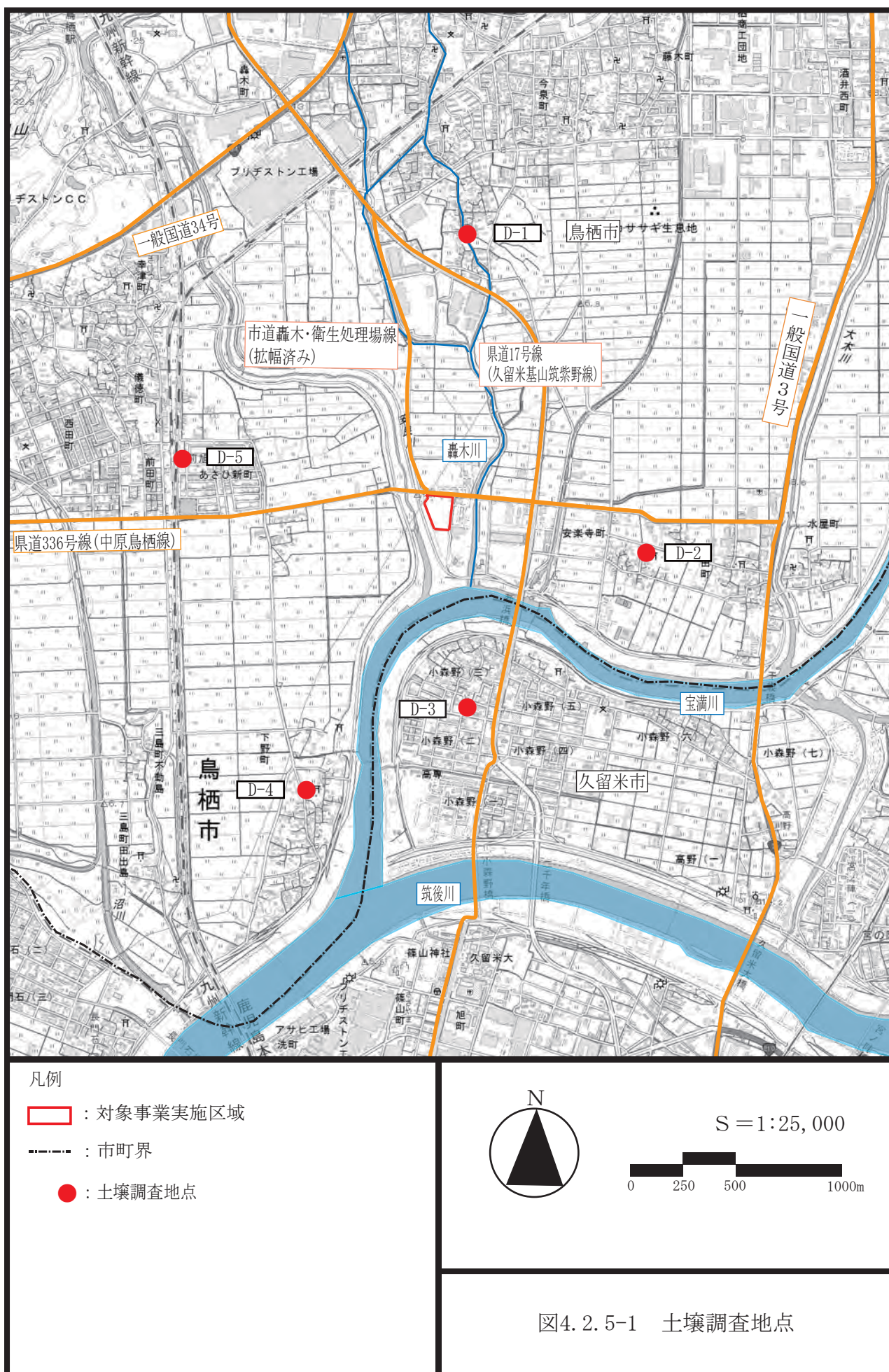


図4.2.5-1 土壌調査地点

2) 調査結果

(1) 施設の稼働（排ガス）

調査結果を表 4. 2. 5-2 に示す。

全ての調査地点において、いずれの項目も環境基準を満足していた。

なお、ダイオキシン類については、環境基準を十分に満足しているものの、平成 30 年度の調査結果と比較して増加している地点が見られたが、土壌のダイオキシン類濃度は採取箇所により値が大きく変動する場合があるため、値が増加したと考えられる。今後の土壌の継続調査にて値を注視する必要がある。

表 4. 2. 5-2 施設の稼働（排ガス）における土壌調査結果

調査項目		単位	D-1 真木町地区	D-2 安楽寺地区	D-3 小森野地区	D-4 下野町地区	D-5 あさひ新町地区	環境基準
一般項目	試料採取日	—	令和7年1月18日					—
	試料採取時間	—	9:55	10:15	10:35	9:10	9:35	—
	天候	—	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	—
環境基準項目	カドミウム	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003mg/L以下
	全シアン	mg/L	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
	有機磷	mg/L	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
	鉛	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.05mg/L以下
	砒素	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
	銅	mg/kg	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	125mg/kg未満(農用地)
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002mg/L以下
	クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01mg/L以下
	セレン	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01mg/L以下
	ふっ素	mg/L	0.06	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.8mg/L以下
	ほう素	mg/L	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.05mg/L以下
	ダイオキシン類 (平成30年調査結果) 注4	pg-TEQ/g	14 (16)	19 (1.7)	0.033 (0.46)	3.2 (1.4)	1.7 (0.087)	1,000pg-TEQ/g以下

注：1) N.Dとは不検出であることを示す。

2) 「<」は定量下限値未満を示す。

3) 環境基準項目の供用開始前（平成30年10月23日）の調査結果は全ての地点において、いずれの項目も定量下限未満又は不検出であり、環境基準を満足していた。

4) ダイオキシン類の下()内の値は供用開始前（平成30年10月23日）の調査結果を示す。

2.6 人と自然との触れ合い活動の場

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.2.6-1 に示す。

表 4.2.6-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査時期	調査方法
廃棄物の搬出入	環境保全措置の実施状況	施設が定常的に稼働している時期	収集運搬計画・運搬記録等の把握・集計による方法

2) 調査結果

(1) 廃棄物の搬出入

廃棄物の搬出入ルート（廃棄物運搬車両主要走行ルート）は図 4.2.1-1（P4-13）に示すとおりである。廃棄物運搬車両は速度や積載量等の交通規制の遵守を徹底するとともに、留意を要する道路、交差点については、特に安全に配慮を要するものとして、すべての車両、運転者への周知、徹底により安全を確保している。さらに、廃棄物運搬車両が集中しないよう、搬入時間及び搬入ルートの分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定している。なお、特に地域行事の開催時などは可能な限り調整を図っている。

以上のことから、廃棄物搬出入による地域住民の地域行事、日常生活における利用を含めた利用者の安全への影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されている。

2.7 景観

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.2.7-1 に、調査地点を図 4.2.7-1 に示す。

表 4.2.7-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査日	調査方法
地形改変及び施設の存在	主要な眺望地点からの景観	主要眺望点 9 地点	夏季：令和 6 年 8 月 20～26 日 秋季：令和 6 年 10 月 9 日	写真撮影による方法

2) 調査結果

(1) 地形改変及び施設の存在

予測結果と現況との比較を図 4.2.7-2 に示す。

K-1 の地点においては、対象事業実施区域との間に駐車場が新設され、ほとんど眺望はできなくなった。

K-2、K-4、K-5、K-8、K-9 及び K-10 の地点においては、対象事業実施区域との距離は 0.8～2.2 km 程度と中景の地点であり、視野に占める範囲は小さい地点であった。建屋全体の大きさが計画当初より小さくなったこと、また、施設の色彩の変更により目立たなくなり、施設の存在による影響は低減されている。

対象事業実施区域との距離が近く、対象事業実施区域との間に障害物が少ない K-3 及び K-6 の地点において、評価書では眺望に変化があると予測されていたが、建屋全体の大きさが計画当初よりも小さくなったことで、圧迫感は低減された。また、施設全体の色彩も計画当初のベージュ系の色から、白系の色に変更されたことにより、周辺環境になじみ、施設の存在による影響は低減されている。



凡例

□ : 対象事業実施区域

----- : 市町界

● : 景観調査地点



S = 1 : 25, 000

0 250 500 1000m

図4.2.7-1 景観調査地点図



予 測（平成 30 年（2018 年）：秋季）



現 況（令和 6 年（2024 年）：秋季）

図 4. 2. 7-2（1/9） 予測結果と現況との比較
（K-1 住宅密集地（高田町））



予 測 (平成 30 年 (2018 年) : 夏季)



現 況 (令和 6 年 (2024 年) : 夏季)

図 4.2.7-2 (2/9) 予測結果と現況との比較
(K-2 住宅密集地 (安楽寺町))



予 測 (平成 30 年 (2018 年) : 夏季)



現 況 (令和 6 年 (2024 年) : 夏季)

図 4.2.7-2 (3/9) 予測結果と現況との比較
(K-3 佐賀県道・福岡県道 17 号 久留米基山筑紫野線 新浜橋)



予 測 (平成 30 年 (2018 年) : 夏季)



現 況 (令和 6 年 (2024 年) : 夏季)

図 4.2.7-2 (4/9) 予測結果と現況との比較
(K-4 住宅密集地 (久留米市小森野 6 丁目))



予 測 (平成 30 年 (2018 年) : 夏季)



現 況 (令和 6 年 (2024 年) : 夏季)

図 4.2.7-2 (5/9) 予測結果と現況との比較
(K-5 リバーサイドパーク (東櫛原地区))



予 測 (平成 30 年 (2018 年) : 夏季)



現 況 (令和 6 年 (2024 年) : 夏季)

図 4.2.7-2 (6/9) 予測結果と現況との比較
(K-6 住宅密集地 (久留米市小森野 3 丁目))



予 測 (平成 30 年 (2018 年) : 夏季)



現 況 (令和 6 年 (2024 年) : 夏季)

図 4. 2. 7-2 (7/9) 予測結果と現況との比較
(K-8 住宅密集地 (下野町))



予 測（平成 30 年（2018 年）：秋季）



現 況（令和 6 年（2024 年）：秋季）

図 4. 2. 7-2（8/9） 予測結果と現況との比較
（K-9 住宅密集地（あさひ新町））



予 測 (平成 30 年 (2018 年) : 夏季)



現 況 (令和 6 年 (2024 年) : 夏季)

図 4.2.7-2 (9/9) 予測結果と現況との比較
(K-10 住宅密集地 (真木町))

2.8 廃棄物等

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.2.8-1 に示す。

表 4.2.8-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査時期	調査方法
廃棄物の発生	環境保全措置 の実施状況	計画施設	施設が定常稼働している 時期（稼働後 1 年）	廃棄物の搬出・再資源化状況の 記録等の把握・集計による方法

2) 調査結果

(1) 廃棄物の発生

施設の稼働に伴う処理生成物発生量の調査結果を表 4.2.8-2 に示す。

廃棄物等について、処理方式は焼却方式（ストーカ方式）を採用したことにより、処理生成物である焼却灰及び焼却飛灰はすべて資源化または山元還元しており、廃棄物の搬出は無いため、環境保全目標の「廃棄物の排出量を出来る限り抑制すること。」を満足している。

また、令和 6 年稼働時の処理生成物発生量は予測結果と比較して、-1,705 t/年であり、組合、関係市町が一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲げる平成 42 年度（2030 年度, 令和 12 年度）におけるごみの減量化及び資源化の目標を達成するため、適正分別等の推進が図られている。

表 4.2.8-2 施設の稼働に伴う処理生成物発生量

品 目	処理生成物発生量 (t/年)		増 減
	予測結果 ^注	令和 6 年度稼働時	
焼却灰	4,919	4,210	-709
焼却飛灰	1,999	1,003	-996
合計	6,918	5,213	-1,705

注：予測結果の処理生成物発生量は、メーカーヒアリングまたは既存施設の発生量を基に算出した。

2.9 温室効果ガス等

1) 調査の概要

調査の概要を表 4.2.9-1 に示す。

表 4.2.9-1 調査の概要

影響要因	調査項目	調査地点	調査時期	調査方法
施設の稼働 廃棄物の搬出入	施設の稼働処理量及 び種類、電気及び燃 料の使用量	計画施設	施設が定常的に稼働して いる時期（稼働後 1 年）	運転記録、稼働記録の把握、 集計による方法

2) 調査結果

(1) 施設の稼働

一般廃棄物焼却量、燃料及び電気の使用量に関する調査結果を表 4.2.9-1 に示す。

表 4.2.9-1 施設の稼働に伴う燃料使用量

区 分 項目		単位	年間焼却量等(焼却量、使用量)			
			旧施設の稼働 平成 30 年度 実績		予測結果	新施設 令和 6 年度 実績
			鳥栖・三養基西 部環境施設組合 溶融資源化セン ター	脊振共同塵芥処 理組合クリーン センター	計画施設 ^{注1}	新施設
焼却施設の種類		—	連続燃焼式	連続燃焼式	連続燃焼式	連続燃焼式
一般廃 棄物 焼却	一般廃棄物焼却	t/年	32,025	13,906	41,864	42,269
	廃プラスチック類 の焼却 ^{注2}	t/年	4,637	2,014	6,062	6,879
	合成繊維の焼却 ^{注2}	t/年	906	394	1,185	1,018
燃 料	A 重油の使用	L/年	—	25,000	206,276	—
	LPG の使用	t/年	1,096	590	—	—
	コークスの使用	kg/年	199,500	—	—	—
	灯油の使用	L/年	—	—	—	96,443
電 気	電気の使用	kWh/年	2,582,854	4,052	-11,956,000 ^{注3}	-18,870,230 ^{注3}

注：1) 計画施設の数値は、メーカーへの聞き取りによる（評価書、資料編 10 表 10-5 参照）。

2) 廃プラスチック類及び合成繊維の焼却量は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver. 4.2.2 平成 30 年 6 月（環境省・経済産業省）」により算出した。

3) 電気の使用量について、マイナスは使用量より発電量が多いことを示す。

調査の結果、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量を算出すると、表 4.2.9-2 に示すとおりである。

温室効果ガスの排出量については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月 9 日)に基づき以下の式により求めた。

$$\begin{aligned} & \text{(一般廃棄物焼却)} \quad \text{廃棄物の焼却量(t)} \times \text{単位焼却当たりの CO}_2 \text{ 排出量(tCO}_2\text{/t)} \\ & \text{(燃 料)} \quad \text{燃料使用量(kL または t)} \times \text{単位発熱量(GJ/kL または t)} \times \text{排出係数(tC/GJ)} \times 44/12 \\ & \text{(電 気)} \quad \text{電気使用(発電)量(kWh)} \times \text{単位使用(発電)量当たりの CO}_2 \text{ 排出量(tCO}_2\text{/kWh)} \end{aligned}$$

なお、CH₄ 及び N₂O を含めた合計排出量 (CO₂ 換算値) についても併せて示した。

新施設による温室効果ガスの排出量は 13,323tCO₂/年であり、旧施設と比較すると、54.2%の削減となった。また、予測結果と比較しても大きく減少している。この要因として、ごみの焼却に伴う発電量が予測結果よりも多かったことがあげられる。

表 4.2.9-2 温室効果ガス排出量 (施設の稼働)

発生要因 区 分	旧施設 ^{注3} の稼働時 (平成 30 年度調査結果)			予測結果			新施設の稼働時 (令和 6 年度調査結果)		
	CO ₂ (tCO ₂ /年)	CH ₄ (tCH ₄ /年)	N ₂ O (tN ₂ O/年)	CO ₂ (tCO ₂ /年)	CH ₄ (tCH ₄ /年)	N ₂ O (tN ₂ O/年)	CO ₂ (tCO ₂ /年)	CH ₄ (tCH ₄ /年)	N ₂ O (tN ₂ O/年)
一般廃棄物 焼却	—	0.044 (1.1) ^{注1}	2.60 (776) ^{注1}	—	0.040 (0.99) ^{注1}	2.37 (707) ^{注1}	—	0.110 (2.75) ^注	1.61 (479) ^注
廃プラスチック類 の焼却	18,423	—	—	16,792	—	—	18,985	—	—
合成繊維の 焼却	2,977	—	—	2,714	—	—	2,352	—	—
A 重油の 使用	68	—	—	559	—	—	—	—	—
LPG の 使用	5,058	—	—	—	—	—	—	—	—
コークスの 使用	632	—	—	—	—	—	—	—	—
灯油の 使用	—	—	—	—	—	—	241	—	—
電気の 使用	1,198	—	—	-5,536	—	—	-8,737	—	—
合計排出量 (CO ₂ 換算排出量)	29,133			15,237			13,323 (旧施設からの削減率 54.2%)		

注：1) 一般廃棄物焼却の()に示す値は、CH₄ 及び N₂O の排出量を CO₂ 換算した値を示した。

算出方法については、「資料編 4 温室効果ガス算出のための資料」参照。

2) 新施設の電気の使用の数値は、旧施設と比較するため評価書時の排出係数を用いて算出している。

3) 旧施設とは鳥栖・三養基西部環境施設組合溶融資源化センター及び脊振共同塵芥処理組合クリーンセンターの 2 施設の合計を示す。

(2) 廃棄物の搬出入

廃棄物の搬出入に伴う燃料使用量調査結果を表 4. 2. 9-3 に示す。

表 4. 2. 9-3 廃棄物の搬出入に伴う燃料使用量

項目	旧施設の稼働時 (平成 30 年度調査結果 ^{注1)})		予測結果 ^{注2}		令和 6 年度調査結果 ^{注6}
	鳥栖・三養基 西部環境施設 組合溶融資源 化センター	脊振共同塵芥 処理組合クリ ーセンター	鳥栖・三養基 西部環境施設 組合溶融資源 化センター処 理分	脊振共同塵芥 処理組合クリ ーセンター 処理分	新施設の稼働時
	廃棄物運搬車両 ^{注5}		廃棄物運搬車両 ^{注5}		廃棄物運搬車両 ^{注5}
想定年間走行距 離 ^{注3} (km/年)	283, 088	237, 807	142, 934	217, 650	477, 529
燃費 ^{注4} (km/l) 燃料：軽油	3. 9	3. 9	3. 9	3. 9	4. 0
燃料使用量 (kl/年)	72. 587	60. 976	36. 650	55. 808	119. 382

注：1) 平成 30 年度調査結果は平成 28 年度搬入実績に基づき設定

2) 予測結果は計画ごみ処理量/平成 28 年度ごみ量実績 (45, 605t/48, 531t) の比率に基づき設定

3) 旧施設の稼働時及び予測結果の走行距離については、鳥栖市役所及び神崎市役所から対象事業実施区域または旧施設を往復するものとして算出した。新施設の稼働時の走行距離については、鳥栖市役所、神崎市役所、吉野ヶ里町役場、上峰町役場及びみやき町役場から対象事業実施区域を往復するものとして算出した。

4) 燃費については、「自動車燃料消費量統計年報 平成 29 年度分」(国土交通省) 及び「自動車燃料消費量統計年報 令和 4 年度分」(国土交通省) を参考にして算出した。

5) 廃棄物運搬車両の燃費は大型車と同様とした。

6) 令和 6 年度調査結果の算出方法は「資料編 4 温室効果ガス算出のための資料」を参照

調査の結果、廃棄物の搬入出に伴う温室効果ガスの排出量を算出すると、表 4. 2. 9-4 に示すとおりである。

温室効果ガスの排出量については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月 9 日) に基づき以下の式により求めた。

$$(\text{燃 料}) \text{ 燃料使用量(kLまたはt)} \times \text{単位発熱量(GJ/kLまたはt)} \times \text{排出係数(tC/GJ)} \times 44/12$$

廃棄物の搬入出に伴う温室効果ガスの排出量は 312tCO₂/年であり、旧施設の稼働時と比較すると、9.3%の減少となった。

表 4. 2. 9-4 温室効果ガスの排出量 (廃棄物の搬出入)

項目	旧施設の稼働時 (平成 30 年度調査結果)	予測結果	新施設の稼働時 (令和 6 年度調査結果)	削減量 (旧施設-新施設)	削減率 (削減量/旧施設×100)
合計排出量 (tCO ₂ /年)	344	238	312	32	9.3%

(3) 供用時の温室効果ガス

供用による温室効果ガス排出量について、施設の稼働と廃棄物の搬出入に伴う排出量を合計すると、表 4.2.9-5 に示すとおりである。合計排出量は予測結果と比較しても削減されており、旧施設の稼働時と比較すると 53.7%の削減であり、環境保全目標の「温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。」は満足している。

表 4.2.9-5 供用時による温室効果ガスの排出量

項目	旧施設の稼働時 (平成 30 年度 調査結果)	予測結果	新施設の稼働時 (令和 6 年度 調査結果)	削減量 (旧施設-新施設)	削減率 (削減量/旧施設×100)
施設の稼働に伴う 温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /年)	29,133	15,237	13,323	15,810	54.2%
廃棄物の搬出入に伴う 温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /年)	344	238	312	32	9.3%
合計排出量 (tCO ₂ /年)	29,477	15,475	13,635	15,842	53.7%

3 調査結果と環境保全目標等との比較

3.1 発生源強度確認調査における結果と環境保全目標等との比較

調査結果及び環境保全目標等との比較について表 4.3.1-1～6 に示す。

調査結果はすべての項目で環境保全目標等を満足していた。

表 4.3.1-1 (1/2) ばい煙調査結果と自主基準値との比較

影響要因	調査地点	調査項目		令和6年				令和7年		自主基準値	自主基準値との比較
				4月30日	6月7日	8月22日	10月16日	1月20日	3月10日		
ばい煙調査	1号炉	排ガス濃度	ばいじん	(g/m ³ N)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	調査結果は自主基準値を満足している。
			硫黄酸化物	(ppm)	7	11	<6	13	<6	5	
			塩化水素	(ppm)	<9	<10	10	8	12	13	
			窒素酸化物	(ppm)	75	82	76	76	77	74	
			一酸化炭素	(ppm)	<5	<5	<5	<5	7	<5	
			全水銀	(μg/m ³ N)	0.59	0.06	0.67	<0.01	0.64	0.86	
			ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ N)	－	0.008	0.012	0.014	0.015	－	

注：「<」は定量下限未満を表す。

表 4.3.1-1 (2/2) ばい煙調査結果と自主基準値との比較

影響要因	調査地点	調査項目		令和6年				令和7年		自主基準値	自主基準値との比較
				4月30日	6月10日	8月23日	10月17日	1月21日	3月11日		
ばい煙調査	2号炉	排ガス濃度	ばいじん	(g/m ³ N)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	調査結果は自主基準値を満足している。
			硫黄酸化物	(ppm)	<8	10	<8	9	8	10	
			塩化水素	(ppm)	<11	<9	12	17	12	11	
			窒素酸化物	(ppm)	78	56	82	79	83	74	
			一酸化炭素	(ppm)	<6	<5	<6	<5	<5	<5	
			全水銀	(μg/m ³ N)	0.40	0.32	0.08	0.17	0.39	0.03	
			ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ N)	－	0.0052	0.0086	0.0058	0.012	－	

注：「<」は定量下限未満を表す。

表 4. 3. 1-2 施設稼働騒音調査結果と自主基準値との比較

単位：dB

影響 要因	調査 地点	時間 区分 注1	時間率騒音レベル (L ₅) ^{注2}								予測 結果	自主 基準値	自主基準値 との比較
			5月 (R6. 5/13) (R6. 5/20)		10月 (R6. 10/30～ 31)		12月 (R6. 12/3)		2月 (R7. 2/27)				
			自主基準値 との適否	自主基準値 との適否	自主基準値 との適否	自主基準値 との適否							
施設稼働騒音	敷地境界 (東側)	朝	50	適合	48	適合	48	適合	48	適合	53	50以下	調査結果は自主基準値を満足している。
		昼間	52	適合	48	適合	47	適合	47	適合	53	60以下	
		夕	49	適合	48	適合	48	適合	47	適合	50	50以下	
		夜間	47	適合	46	適合	46	適合	47	適合	48	50以下	
	敷地境界 (西側)	朝	49	適合	45	適合	46	適合	45	適合	52	50以下	
		昼間	55	適合	47	適合	45	適合	47	適合	53	60以下	
		夕	50	適合	48	適合	45	適合	45	適合	49	50以下	
		夜間	49	適合	46	適合	45	適合	44	適合	46	50以下	
	敷地境界 (南側)	朝	48	適合	46	適合	46	適合	46	適合	53	50以下	
		昼間	53	適合	49	適合	45	適合	45	適合	53	60以下	
		夕	49	適合	48	適合	46	適合	44	適合	50	50以下	
		夜間	45	適合	46	適合	46	適合	44	適合	49	50以下	

注：1）時間区分の朝は6時～8時、昼間は8時～19時、夕は19時～23時、夜間は23時～6時を示す。

2）L₅とは「5%時間率騒音レベル」を表す。

表 4. 3. 1-3 施設低周波音調査結果と環境保全目標との比較

単位：dB

影響 要因	調査 地点	測定 項目	低周波音測定結果								参考 指標値 ^{注4}	予測結果	環境 保全目標	環境保全目標 との比較
			5月 (R6. 5/13)		10月 (R6. 10/30)		12月 (R6. 12/3)		2月 (R7. 2/27)					
			参考指標値 との適否	参考指標値 との適否	参考指標値 との適否	参考指標値 との適否	参考指標値 との適否	参考指標値 との適否						
施設低周波音	敷地境界 (東側)	L _{geq}	77	適合	75	適合	73	適合	73	適合	92以下	定量的予測は困難であるため、事後調査を実施し、低周波音の発生状況を確認する。	周辺住民の日常生活に支障を生じさせないこと。	低周波音の発生源となる機器等は屋内に設置している等の環境保全措置を実施しており、近隣住民からの低周波音による苦情は寄せられていないことから環境保全目標を満足している。
		L _{G5}	78	適合	75	適合	74	適合	73	適合	100以下			
		L ₅₀	75	適合	76	適合	71	適合	70	適合	90以下			
	敷地境界 (西側)	L _{Geq}	72	適合	71	適合	70	適合	68	適合	92以下			
		L _{G5}	76	適合	73	適合	74	適合	69	適合	100以下			
		L ₅₀	79	適合	78	適合	70	適合	66	適合	90以下			
	敷地境界 (南側)	L _{Geq}	72	適合	79	適合	75	適合	70	適合	92以下			
		L _{G5}	75	適合	82	適合	82	適合	74	適合	100以下			
		L ₅₀	73	適合	84	適合	68	適合	68	適合	90以下			

注：1）L_{Geq}とは「等価音圧レベル（G特性※）」を表す。

※G特性：1-20Hzの超低周波音の人体間隔を評価するための周波数補正特性

2）L_{G5}とは「5%時間率音圧レベル（1-20HzG特性）」を表す。3）L₅₀とは「50%時間率音圧レベル（1-80HzZ特性）」を表す。

4）参考指標値は道路環境影響評価の技術手法（平成25年3月 国総研資料第714号 5. 1）

5）測定結果は測定対象以外から発生する低周波音の影響が少ない測定時間における結果である。

表 4. 3. 1-4 施設稼働振動調査結果と自主基準値との比較

単位：dB

影響 要因	調査 地点	時間 区分 注1	振動レベル (L ₁₀) 注2								予測結果	自主 基準値	自主基準値 との比較
			5月 (R6. 5/13)		10月 (R6. 10/30)		12月 (R6. 12/3)		2月 (R7. 2/27)				
				自主基準値 との適否		自主基準値 との適否		自主基準値 との適否		自主基準値 との適否			
施設稼働振動	(敷地境界) (東側)	昼間	33	適合	30	適合	<30	適合	<30	適合	42	60以下	調査結果は自主基準値を満足している。
		夜間	31	適合	<30	適合	<30	適合	<30	適合	42	55以下	
	(敷地境界) (西側)	昼間	<30	適合	<30	適合	<30	適合	<30	適合	38	60以下	
		夜間	<30	適合	<30	適合	<30	適合	<30	適合	38	55以下	
	(敷地境界) (南側)	昼間	<30	適合	32	適合	<30	適合	31	適合	39	60以下	
		夜間	<30	適合	32	適合	<30	適合	32	適合	39	55以下	

注：1) 時間区分の昼間は8時～19時、夜間は19時～8時を示す。

2) L₁₀とは「10%時間率振動レベル」を表す。

表 4. 3. 1-5 (1/2) 悪臭（施設からの悪臭）調査結果と環境保全目標等との比較（風上側）

影響要因	調査項目	単位	敷地境界（風上側）				予測結果	自主基準値	環境保全目標	環境保全目標との比較
施設からの悪臭	調査日	—	R6. 5. 1	R6. 8. 20	R6. 11. 5	R7. 2. 27	施設からの悪臭漏洩による影響を軽減するため、環境保全措置を実施するため、環境保全目標を満足するものと考える。	—	大部分の地域住民が日常生活において支障のないレベルとして、敷地境界における規制基準を満足するとともに、臭気指数15以下とする。	調査結果は環境保全目標を満足している。
	試料採取時間	—	10:30～10:35	9:30～9:35	8:45～8:50	11:19～11:24		—		
	天候	—	曇	曇	晴	晴		—		
	気温	℃	17. 4	31. 0	9. 1	15. 2		—		
	湿度	%	78	78	80	12		—		
	風向	—	北～東	不定	南西	不定		—		
	風速	m/s	1. 2	<1. 0	<1. 0	<1. 0		—		
	アンモニア	ppm	<0. 1	0. 1	<0. 1	<0. 1		1		
	メチルメルカプタン	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005		0. 002		
	硫化水素	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001		0. 02		
	硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001		0. 01		
	二硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001		0. 009		
	トリメチルアミン	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005		0. 005		
	アセトアルデヒド	ppm	<0. 005	0. 007	0. 006	<0. 005		0. 05		
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005		0. 05		
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002		0. 009		
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005		0. 02		
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002		0. 009		
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002		0. 003		
	イソブタノール	ppm	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09		0. 9		
	酢酸エチル	ppm	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3		3		
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1		1		
	トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1		10		
	スチレン	ppm	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04		0. 4		
	キシレン	ppm	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1		1		
	プロピオン酸	ppm	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003		0. 03		
	ノルマル酪酸	ppm	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006		0. 001		
	ノルマル吉草酸	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005		0. 0009		
	イソ吉草酸	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005		0. 001		
	臭気指数	—	<10	<10	<10	<10		—		
	臭気濃度	—	<10	<10	<10	<10		—		

注：「<」は定量下限値未満を示す。

表 4. 3. 1-5 (2/2) 悪臭（施設からの悪臭）調査結果と環境保全目標等との比較（風下側）

影響要因	調査項目	単位	敷地境界（風下側）				予測結果	自主基準値	環境保全目標	環境保全目標との比較
施設からの悪臭	調査日	—	R6. 5. 1	R6. 8. 20	R6. 11. 5	R7. 2. 27	施設からの悪臭漏洩による影響を軽減するため、環境保全措置を実施するため、環境保全目標を満足するものとする。	—	大部分の地域住民が日常生活において支障のないレベルとして、敷地境界における規制基準を満足するとともに、臭気指数15以下とする。	調査結果は環境保全目標を満足している。
	試料採取時間	—	11:08～11:13	10:03～10:08	8:30～8:35	11:50～11:55		—		
	天候	—	曇	晴	晴	晴		—		
	気温	℃	18. 1	35. 0	9. 9	17. 4		—		
	湿度	%	76	61	75	10		—		
	風向	—	北	不定	南西	不定		—		
	風速	m/s	1. 1	<1. 0	<1. 0	<1. 0		—		
	アンモニア	ppm	<0. 1	0. 3	<0. 1	<0. 1		1		
	メチルメルカプタン	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005		0. 002		
	硫化水素	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001		0. 02		
	硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001		0. 01		
	二硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001		0. 009		
	トリメチルアミン	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005		0. 005		
	アセトアルデヒド	ppm	<0. 005	0. 010	0. 007	<0. 005		0. 05		
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005		0. 05		
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002		0. 009		
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005		0. 02		
	ノルマルペンタールアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002		0. 009		
	イソペンタールアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002		0. 003		
	イソブタノール	ppm	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09		0. 9		
	酢酸エチル	ppm	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3		3		
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1		1		
	トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1		10		
	スチレン	ppm	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04		0. 4		
	キシレン	ppm	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1		1		
	プロピオン酸	ppm	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003		0. 03		
	ノルマル酪酸	ppm	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006		0. 001		
	ノルマル吉草酸	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005		0. 0009		
	イソ吉草酸	ppm	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005		0. 001		
	臭気指数	—	<10	<10	<10	<10		—		
	臭気濃度	—	<10	<10	<10	<10				

注：「<」は定量下限値未満を示す。

表 4.3.1-6 (1/2) 悪臭（施設の稼働（排ガス））調査結果と自主基準値との比較（1号炉煙突）

影響要因	項 目	1号炉煙突 気体排出口								予測結果	悪臭物質の許容流量との比較	
	調査日	R6. 5. 1		R6. 8. 20		R6. 11. 5		R7. 2. 27				
		排出量 ^{注1, 注2} (m ³ /h)	気体排出口における悪臭物質の許容流量 ^{注1, 注3} (m ³ /h)	排出量 ^{注1, 注2} (m ³ /h)	気体排出口における悪臭物質の許容流量 ^{注1, 注3} (m ³ /h)	排出量 ^{注1, 注2} (m ³ /h)	気体排出口における悪臭物質の許容流量 ^{注1, 注3} (m ³ /h)	排出量 ^{注1, 注2} (m ³ /h)	気体排出口における悪臭物質の許容流量 ^{注1, 注3} (m ³ /h)	気体排出口における悪臭物質の許容流量 ^{注1, 注3} (m ³ /h)		
施設の稼働（排ガス）	アンモニア	0.1未満	480	0.1未満	522	0.1未満	501	0.1未満	501	137	調査結果は悪臭物質の許容流量を満足している。	
	硫化水素	0.001未満	9.70	0.001未満	10.4	0.001未満	10.0	0.001未満	10.0	3.0		
	トリメチルアミン	0.001未満	2.42	0.001未満	2.61	0.001未満	2.50	0.001未満	2.50	0.60		
	プロピオンアルデヒド	0.01未満	24.0	0.01未満	26.1	0.01未満	25.0	0.01未満	25.0	6.6		
	ノルマルブチルアルデヒド	0.001未満	4.36	0.001未満	4.7	0.001未満	4.51	0.001未満	4.51	1.2		
	イソブチルアルデヒド	0.001未満	9.70	0.001未満	10.4	0.001未満	10.0	0.001未満	10.0	3.0		
	ノルマルヘキシルアルデヒド	0.001未満	4.36	0.001未満	4.7	0.001未満	4.51	0.001未満	4.51	1.2		
	イソヘキシルアルデヒド	0.0001未満	1.45	0.0001未満	1.56	0.0001未満	1.50	0.0001未満	1.50	0.60		
	イソブタノール	0.1未満	430	0.1未満	470	0.1未満	451	0.1未満	451	124		
	酢酸エチル	0.1未満	1450	0.1未満	1560	0.1未満	1503	0.1未満	1504	411		
	メチルイソブチルケトン	0.1未満	480	0.1未満	522	0.1未満	501	0.1未満	501	137		
	トルエン	1.0未満	4850	1.0未満	5220	1.0未満	5011	1.0未満	5014	1370		
	キシレン	0.1未満	480	0.1未満	522	0.1未満	501	0.1未満	501	137		

注：1) 標準状態（0℃、1気圧）の値とする。

2) 各悪臭物質の排出口における濃度の結果値を用いて各種悪臭物質の1時間あたりの排出量を算出した。

3) 気体排出口の高さに応じた悪臭物質の1時間あたりの排出量における許容流量

表 4.3.1-6 (2/2) 悪臭（施設の稼働（排ガス））調査結果と自主基準値との比較（2号炉煙突）

影響要因	項 目	2号炉煙突 気体排出口								予測結果	悪臭物質の許容流量との比較	
	調査日	R6. 5. 1		R6. 8. 20		R6. 11. 5		R7. 2. 27				
		排出量 ^{注1, 注2} (m ³ /h)	気体排出口における自主基準値 ^{注1, 注3} (m ³ /h)	排出量 ^{注1, 注2} (m ³ /h)	気体排出口における自主基準値 ^{注1, 注3} (m ³ /h)	排出量 ^{注1, 注2} (m ³ /h)	気体排出口における自主基準値 ^{注1, 注3} (m ³ /h)	排出量 ^{注1, 注2} (m ³ /h)	気体排出口における自主基準値 ^{注1, 注3} (m ³ /h)	気体排出口における悪臭物質の許容流量 ^{注1, 注3} (m ³ /h)		
施設の稼働（排ガス）	アンモニア	0.1未満	500	0.1未満	508	0.1未満	529	0.1未満	523	137	調査結果は悪臭物質の許容流量を満足している。	
	硫化水素	0.001未満	10.0	0.001未満	10.1	0.001未満	10.5	0.001未満	10.4	3.0		
	トリメチルアミン	0.001未満	2.51	0.001未満	2.54	0.001未満	2.64	0.001未満	2.61	0.60		
	プロピオンアルデヒド	0.01未満	25.0	0.01未満	25.4	0.01未満	26.4	0.01未満	26.1	6.6		
	ノルマルブチルアルデヒド	0.001未満	4.52	0.001未満	4.57	0.001未満	4.76	0.001未満	4.71	1.2		
	イソブチルアルデヒド	0.001未満	10.0	0.001未満	10.1	0.001未満	10.5	0.001未満	10.4	3.0		
	ノルマルヘキシルアルデヒド	0.001未満	4.52	0.001未満	4.57	0.001未満	4.76	0.001未満	4.71	1.2		
	イソヘキシルアルデヒド	0.0001未満	1.50	0.0001未満	1.52	0.0001未満	1.58	0.0001未満	1.57	0.60		
	イソブタノール	0.1未満	450	0.1未満	457	0.1未満	476	0.1未満	471	124		
	酢酸エチル	0.1未満	1500	0.1未満	1520	0.1未満	1589	0.1未満	1570	411		
	メチルイソブチルケトン	0.1未満	500	0.1未満	508	0.1未満	529	0.1未満	523	137		
	トルエン	1.0未満	5020	1.0未満	5080	1.0未満	5299	1.0未満	5235	1370		
	キシレン	0.1未満	500	0.1未満	508	0.1未満	529	0.1未満	523	137		

注：1) 標準状態（0℃、1気圧）の値とする。

2) 各悪臭物質の排出口における濃度の結果値を用いて各種悪臭物質の1時間あたりの排出量を算出した。

3) 気体排出口の高さに応じた悪臭物質の1時間あたりの排出量における許容流量

3.2 環境調査における結果及び環境保全目標との比較

調査結果及び環境保全目標との比較について表 4.3.2-1～9 に示す。

調査結果はすべての項目で環境保全目標を満足していた。

表 4.3.2-1 (1/2) 大気質の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査地点	調査項目	調査結果	予測結果	環境保全目標	環境保全目標との比較	
施設の稼働（排ガス）	T-1 真木町地区	二酸化硫黄（SO ₂ ）（ppm）	0.002	0.005	二酸化硫黄 日平均値：0.04ppm以下	調査結果は環境保全目標を満足している。	
		二酸化窒素（NO ₂ ）（ppm）	0.016	0.019			
		浮遊粒子状物質（SPM）（mg/m ³ ）	0.043	0.045			
		塩化水素（ppm）	<0.002	0.005			
		ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.024	0.014			
		水銀（ng/m ³ ）	2.9	2.1			
	T-2 安楽寺町地区	二酸化硫黄（SO ₂ ）（ppm）	0.003	0.004			二酸化窒素 日平均値：0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
		二酸化窒素（NO ₂ ）（ppm）	0.017	0.024			
		浮遊粒子状物質（SPM）（mg/m ³ ）	0.038	0.049			
		塩化水素（ppm）	<0.002	0.005			
		ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.024	0.018			
		水銀（ng/m ³ ）	2.7	1.3			
	T-3 小森野地区	二酸化硫黄（SO ₂ ）（ppm）	0.002	0.005	浮遊粒子状物質 日平均値：0.10mg/m ³ 以下		
		二酸化窒素（NO ₂ ）（ppm）	0.012	0.017			
		浮遊粒子状物質（SPM）（mg/m ³ ）	0.039	0.049			
		塩化水素（ppm）	<0.002	0.005	塩化水素 目標環境濃度：0.02ppm以下		
		ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.021	0.019			
		水銀（ng/m ³ ）	2.8	1.8			
	T-4 下野町地区	二酸化硫黄（SO ₂ ）（ppm）	0.005	0.005	ダイオキシン類 年平均値：0.6pg-TEQ/m ³ 以下		
		二酸化窒素（NO ₂ ）（ppm）	0.012	0.017			
		浮遊粒子状物質（SPM）（mg/m ³ ）	0.037	0.049			
		塩化水素（ppm）	<0.002	0.005	水銀 年平均値：40ng/m ³ 以下		
		ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.012	0.013			
		水銀（ng/m ³ ）	2.6	2.0			
	T-5 あさひ新町地区	二酸化硫黄（SO ₂ ）（ppm）	0.006	0.005			
		二酸化窒素（NO ₂ ）（ppm）	0.017	0.019			
		浮遊粒子状物質（SPM）（mg/m ³ ）	0.042	0.045			
		塩化水素（ppm）	<0.002	0.005			
		ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.0083	0.020			
		水銀（ng/m ³ ）	2.1	1.8			

注：1) 調査結果のSO₂、NO₂、SPMは日平均最高濃度、塩化水素、水銀は日最大値の平均値、ダイオキシン類は年平均値を示す。

2) 予測結果のSO₂、NO₂、SPMは日平均予測濃度（98%または2%除外値）、塩化水素は1時間値の予測濃度、水銀、ダイオキシン類は年平均予測濃度を示す。

3) 「<」は定量下限値未満を示す。

表 4.3.2-1 (2/2) 大気質の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査地点	調査項目	調査結果	予測結果	環境保全目標	環境保全目標との比較
廃棄物の搬出入	T-2 安楽寺町地区	二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.017	0.023	二酸化窒素 日平均値：0.04～0.06ppmの ゾーン内又はそれ以下	調査結果は環境保全目標を満足している。
		浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.038	0.043	浮遊粒子状物質 日平均値：0.10mg/m ³ 以下	

注：1) 調査結果はNO₂、SPMは日平均最高濃度を示す。

2) 予測結果のNO₂、SPMは日平均予測濃度（98%または2%除外値）を示す。

表 4.3.2-2 騒音の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査地点	調査項目	調査結果	予測結果	環境保全目標	環境保全目標との比較
廃棄物の搬出入	S-1 対象事象実施区域	騒音レベルL _{Aeq} (昼間：6～22時)	66.3dB	68.6dB	70dB以下	調査結果は環境保全目標を満足している。
	S-2 安楽寺町地区		67.4dB	67.7dB		

表 4.3.2-3 振動の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査地点	調査項目	調査結果	予測結果	環境保全目標	環境保全目標との比較
廃棄物の搬出入	S-1 対象事象実施区域	振動レベルL ₁₀ (昼間：8～19時)	43dB	44dB	65dB以下	調査結果は環境保全目標を満足している。
	S-2 安楽寺町地区		47dB	47dB		

表 4.3.2-4 (1/2) 悪臭の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査項目	単位	A-1 真木町 地区	A-2 安楽寺町 地区	A-3 小森野 地区	A-4 下野町 地区	A-5 あさひ新町 地区	予測結果	規制基準	環境保全 目標	環境保全目 標との比較
施設の稼働（排ガス）	調査日	—	令和6年8月20日					施設からの悪臭漏洩による影響を軽減するため、環境保全措置を実施するため、環境保全目標を満足するものと考ええる。	—	大部分の地域住民が日常生活において支障のないレベルとして、敷地境界における規制基準を満足するとともに、臭気指数15以下とする。	調査結果は環境保全目標を満足している。
	試料採取時間	—	13:07～13:22	12:10～12:29	11:43～11:57	11:00～11:16	13:41～13:57		—		
	天候	—	晴れ						—		
	気温	℃	36.0	35.6	35.4	35.2	36.4		—		
	湿度	%	61.7	55.7	67.2	61.1	62.1		—		
	風向	—	S	S	WSW	WNW	SW		—		
	風速	m/s	2.8	1.0	1.1	1.2	1.5		—		
	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1		
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002		
	硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0.02		
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0.01		
	二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009		
	トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.005		
	アセトアルデヒド ²⁾	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.05		
	プロピオンアルデヒド ²⁾	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.05		
	ノルマルブチルアルデヒド ²⁾	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009		
	イソブチルアルデヒド ²⁾	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0.02		
	ノルマルヘキシルアルデヒド ²⁾	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009		
	イソヘキシルアルデヒド ²⁾	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003		
	イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09		0.9		
	酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3		3		
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1		
	トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	<1		10		
	スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04		0.4		
	キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1		
	プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003		0.03		
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.001		
	ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009		0.0009		
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001				
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	<10	—				

注：1) 参考値として鳥栖市及び久留米市の敷地境界における規制基準値を示す。
ただし、A-3小森野地区、A-5あさひ新町地区を除いて規制区域外であり適用されない。
2) 「<」は定量下限値未満を示す。
3) 供用開始前(平成30年8月20日)の夏季調査結果は全ての地点において、いずれ項目も定量下限未満であり、規制基準を満足してた。

表 4.3.2-4 (2/2) 悪臭の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査項目	単位	A-1 真木町 地区	A-2 安楽寺町 地区	A-3 小森野 地区	A-4 下野町 地区	A-5 あさひ新町 地区	予測結果	規制基準	環境保全 目標	環境保全目 標との比較
施設の稼働（排ガス）	調査日	—	令和7年1月17日					施設からの悪臭漏洩による影響を軽減するため、環境保全措置を実施するため、環境保全目標を満足するものと考ええる。	—	大部分の地域住民が日常生活において支障のないレベルとして、敷地境界における規制基準を満足するとともに、臭気指数15以下とする。	調査結果は環境保全目標を満足している。
	試料採取時間	—	13:30～13:55	14:50～15:15	11:40～12:00	9:45～10:05	10:20～10:37		—		
	天候	—	曇						—		
	気温	℃	10.0	10.0	8.2	5.4	6.4		—		
	湿度	%	56.1	55.9	61.3	68.4	65.8		—		
	風向	—	—	—	—	—	—		—		
	風速	m/s	calm	calm	calm	calm	calm		—		
	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1		
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002		
	硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0.02		
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0.01		
	二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009		
	トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.005		
	アセトアルデヒド ¹⁾	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.05		
	プロピオンアルデヒド ¹⁾	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.05		
	ノルマルブチルアルデヒド ¹⁾	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009		
	イソブチルアルデヒド ¹⁾	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0.02		
	ノルマルヘキシルアルデヒド ¹⁾	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009		0.009		
	イソヘキシルアルデヒド ¹⁾	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003		
	イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09		0.9		
	酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3		3		
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1		
	トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	<1		10		
	スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04		0.4		
	キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		1		
	プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003		0.03		
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.001		
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.0009				
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001				
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	<10	—				

注：1) 参考値として鳥栖市及び久留米市の敷地境界における規制基準値を示す。
ただし、A-3小森野地区、A-5あさひ新町地区を除いて規制区域外であり適用されない。
2) 「<」は定量下限値未満を示す。
3) 供用開始前の冬季調査は実施していない。

表 4.3.2-5 土壌の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査項目		単位	D-1 真木町 地区	D-2 安楽寺 地区	D-3 小森野 地区	D-4 下野町 地区	D-5 あさひ 新町地区	予測結果	環境基準	環境保全目標	環境保全 目標 との比較
施設の稼働（排ガス）	一般項目	試料採取日	—	令和7年1月18日					施設の稼働に伴う排出ガスによる大気質の予測結果から、ダイオキシン類について寄与濃度は低く（最大着地濃度出現地点での寄与率：ダイオキシン類0.76%）、現況の濃度を著しく悪化させるものではないものと予測された。	—	土壌中のダイオキシン類が環境基準以下であり、対象事業実施区域周辺の土壌を著しく悪化させないこと。	調査結果は環境保全目標を満足している。
		試料採取時間	—	9:55	10:15	10:35	9:10	9:35	—			
		天候	—	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	—			
	環境基準項目	カドミウム	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003mg/L以下			
		全シアン	mg/L	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと			
		有機燐	mg/L	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと			
		鉛	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01mg/L以下			
		六価クロム	mg/L	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.05mg/L以下			
		砒素	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01mg/L以下			
		総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005mg/L以下			
		アルキル水銀	mg/L	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと			
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと			
		銅	mg/kg	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	125mg/kg未満(農用地)			
		ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02mg/L以下			
		四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002mg/L以下			
		クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002mg/L以下			
		1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004mg/L以下			
		1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1mg/L以下			
		1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04mg/L以下			
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1mg/L以下			
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006mg/L以下			
		トリクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01mg/L以下			
		テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01mg/L以下			
		1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002mg/L以下			
		チウラム	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006mg/L以下			
		シマジン	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003mg/L以下			
		チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02mg/L以下			
		ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01mg/L以下			
		セレン	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01mg/L以下			
		ふっ素	mg/L	0.06	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.8mg/L以下			
		ほう素	mg/L	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	1mg/L以下			
		1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.05mg/L以下			
	ダイオキシン類 (平成30年調査結果) 注4		pg-TEQ/g (16)	14 (1.7)	19 (1.7)	0.033 (0.46)	3.2 (1.4)	1.7 (0.087)	1,000pg-TEQ/g以下			

注：1) N.Dとは不検出であることを示す。
2) 「<」は定量下限値未満を示す。
3) 環境基準項目の供用開始前（平成30年10月23日）の調査結果は全ての地点において、いずれの項目も定量下限未満又は不検出であり、環境基準を満足していた。
4) ダイオキシン類の下()内の値は供用開始前（平成30年10月23日）の調査結果を示す。

表 4.3.2-6 人と自然との触れ合い活動の場の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査項目	調査結果	予測結果	環境保全目標	環境保全目標との比較
廃棄物の搬出入	環境保全措置の実施状況	適切な環境保全措置を講じていることから廃棄物搬出入による地域住民の地域行事、日常生活における利用を含めた利用者の安全への影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されている。	環境保全措置を通じて安全を確保することから、廃棄物運搬車両の運行による影響は少ないと予測された。	廃棄物搬出入による地域住民の地域行事、日常生活における利用を含めた利用者の安全への影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されていること。	適切な環境保全措置を講じており、廃棄物運搬車両による影響は低減されていると考えられることから環境保全目標を満足している。

表 4.3.2-7 景観の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査項目	調査地点	調査結果	予測結果	環境保全目標	環境保全目標との比較
地形改変及び施設の使用	主要な眺望地点からの景観	主要眺望地点9地点	建屋全体の大きさが計画当初より小さくなったこと、また、施設の色彩の変更により目立たなくなり、施設の使用による影響は低減されている。	対象事業実施区域との距離が近景の地点では眺望に変化があると予測された。	景観への影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されていること。	適切な環境保全措置を講じており、施設の使用による影響は低減されていることから環境保全目標を満足している。

表 4.3.2-8 廃棄物等の調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査項目	調査地点	調査結果	予測結果	環境保全目標	環境保全目標との比較
廃棄物の発生	環境保全措置の実施状況	計画施設	廃棄物の処理生成物（焼却灰及び焼却飛灰）はすべて資源化または山元還元しており、廃棄物の搬出はない。	焼却灰 4,919(t/年)、飛灰 1,999(t/年)と予測された。発生した処理生成物はすべて資源化する。	廃棄物の排出量を出来る限り抑制すること。	処理生成物（焼却灰及び焼却飛灰）はすべて資源化または山元還元しており、廃棄物の搬出はないため、環境保全目標を満足している。

表 4.3.2-9 温室効果ガスの調査結果と環境保全目標との比較

影響要因	調査項目	調査地点	調査結果	予測結果	環境保全目標	環境保全目標との比較
廃棄物施設の稼働	廃棄物処理量及び種類、電気及び燃料の使用量	計画施設	13,635tCO ₂ /年 削減量： 15,842tCO ₂ /年 削減率：53.7%	15,475tCO ₂ /年 削減量： 14,002tCO ₂ /年 削減率：47.5%	温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。	温室効果ガス排出量は予測結果以上に削減され、環境保全目標を満足している。

第5章 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

1 環境保全措置の内容、効果

環境保全措置の内容を表 5. 1-1～12 に示す。

効果については、適切な環境保全措置を実施していることから、各影響要因の低減は図られている。

2 環境保全措置の不確実性の程度

大気質の水銀調査結果において、調査結果が予測結果よりもやや高い場合もみられたが、調査期間中の施設の運転日報を確認したところ、1号、2号炉ともに自主基準値である $25\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を十分に下回る値で運転していた。一方、調査期間中の風向を確認したところ、夏季は西南西、冬季は北東の風が卓越しており、施設の風下の地点のみ水銀濃度が高くなることはなかった。このことから、施設の稼働以外の要因により、水銀濃度が上昇したことが考えられる。なお、環境保全目標は満足しており、環境保全措置の不確実性は小さいと評価する。

また、その他項目については、予測結果を下回る又は同程度の値であり、環境保全目標を満足していたことから、環境保全措置の不確実性は小さいと評価する。

表 5.1-1 環境保全措置の内容（大気質）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
施設の稼働 (排ガス)	・施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の基準値を設定し遵守する。	・大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた施設の基準値を設定し遵守している。	—
	・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、水銀などの連続測定により適切な運転管理を行う。	・窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、水銀などの連続測定により適切な運転管理を行っている。	
	・燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。	・燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行っている。	—
	・排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。	・定期的に大気汚染物質の濃度を測定し結果を公表している。	—
	・排出ガスの拡散方向を把握するため、風向・風速の継続的な観測を行う。	・施設屋上にて風向・風速の継続的な観測を行っている。	
廃棄物の搬出入	・廃棄物運搬車両の運行に際しては、穏やかな発進、急激な加減速の抑制に努めるとともに、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう運転手への指導を徹底する。	・廃棄物運搬車両の運行に際しては、穏やかな発進、急激な加減速の抑制に努めるとともに、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう運転手への指導を徹底している。	—
	・通勤通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定する。	・通勤通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定している。	—
	・搬入時期、時間、搬入ルートについて、構成市町及び組合だけでなく、地元及び周辺住民との協議の場で必要に応じて検討する。	・搬入時期、時間、搬入ルートについて、構成市町及び組合だけでなく、地元及び周辺住民との協議の場で必要に応じて検討している。	—
	・廃棄物運搬車両1台あたり積載量の適正化など、収集運搬効率を見据えた収集運搬体制の構築に努める。	・収集運搬効率を見据えた収集運搬体制の構築に努めている。	—
	・低公害車の導入について、構成市町間で協議及び検討の場を設け、廃棄物運搬業者に対し必要に応じて低公害車の導入に努めるよう指導する。	・低公害車の導入について、構成市町間で協議及び検討の場を設け、廃棄物運搬業者に対し必要に応じて低公害車の導入に努めるよう指導している。	
	・廃棄物運搬車両は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。	・廃棄物運搬車両は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底している。	—

表 5.1-2 (1/2) 環境保全措置の内容（騒音、低周波音）

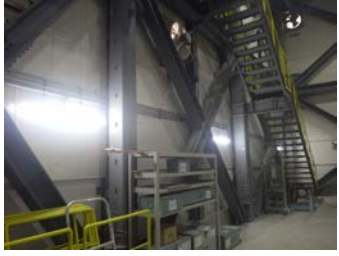
影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
施設の稼働 (騒音)	・騒音の発生源である機器等は、屋内に設置する。	・騒音の発生源である機器等は、屋内に設置している。	
	・騒音の発生源周辺では、壁面に吸音処理を行う。	・騒音の発生源周辺では、壁面に吸音処理を行っている。	
	・敷地には緩衝緑地を設ける。	・施設の北側、東側、西側に緩衝緑地を設けている。	
	・評価書時の計画の工場棟の配置（大きさ）は、いずれのプラントメーカーが工事を施工、機器・設備を配置した場合にも建屋内に収まるように、最大の大きさを計画している。メーカーの決定後、実施設計段階では工場棟を現計画に比べ小さくできる場合も考えられ、この場合にあっては、緩衝緑地をさらに広く確保できるよう検討する。	・工場棟は評価書時よりも面積が大幅に小さくなったため、緩衝緑地をさらに広く確保している。	
施設の稼働 (低周波音)	・低周波音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。	・低周波音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置している。	—
	・低周波音の発生を抑えるために、ダクトのサポートを通じての壁面振動を防止するなど適切な対策を講じる。	・油圧配管に振動防止継手を設置している。	
(騒音・低周波音 共通)	・必要に応じて消音器の設置や回転数の制御を行う。	・消音器を設置している。	
	・騒音の発生源となる機器を敷地境界から離れた位置に設置する。	・騒音の発生源となる機器を敷地境界から離れた位置に設置した。	—
	・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。	・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保っている。	—
	・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。	・周辺住民からの苦情・要望は生じていない。	—

表 5.1-2 (2/2) 環境保全措置の内容（騒音、低周波音）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
廃棄物の搬出入	・廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努めるよう運転手への指導を徹底する。	表5.1-1 大気質措置内容と同様	—
	・通勤通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定する。		—
	・搬入時期、時間、搬入ルートについて、構成市町及び組合だけでなく、地元及び周辺住民との協議の場で必要に応じて検討する。		—
	・廃棄物運搬車両1台あたり積載量の適正化など、収集運搬効率を見据えた収集運搬体制の構築に努める。		—
	・低公害車の導入について、構成市町間で協議及び検討の場を設け、廃棄物運搬業者に対し必要に応じて低公害車の導入に努めるよう指導する。		—
	・廃棄物運搬車両は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		—

表 5.1-3 環境保全措置の内容（振動）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
施設の稼働	・送風機等の振動を発生する機器は、防振架台、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。	・押込送風機等に防振ゴムを設置している。	
	・敷地には緩衝緑地を設ける。	表5.1-2 騒音措置内容と同様	—
	・振動の発生源である機器には防振対策を講じ、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制する。		—
	・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。		—
	・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。		—
廃棄物の搬出入	・廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努めるよう運転手への指導を徹底する。		—
	・通勤通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定する。		—
	・搬入時期、時間、搬入ルートについて、構成市町及び組合だけでなく、地元及び周辺住民との協議の場で必要に応じて検討する。		—
	・廃棄物運搬車両1台あたり積載量の適正化など、収集運搬効率を見据えた収集運搬体制の構築に努める。		—
	・廃棄物運搬車両は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		—

表 5.1-4 環境保全措置の内容（悪臭）

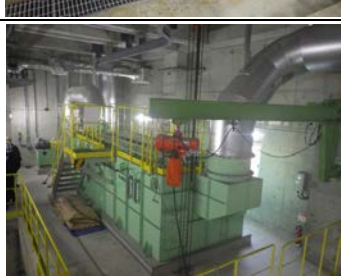
影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
煙突排ガスによる影響	・悪臭防止法による排出口の許容流量にかえて、予測で求めた規制基準を満足するための悪臭物質の許容流量を適用する。	・規制基準を満足するための悪臭物質の許容流量を遵守している。	—
施設からの悪臭漏洩による影響	・プラットホーム出入り口には搬入扉及びエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。	・プラットホーム出入り口には搬入扉及びエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止している。	
	・ごみビットに投入扉を設置し、ビット内を負圧に保つことにより臭気の漏洩を防止する。	・ごみビットに投入扉を設置し、押込送風機にてビット内を負圧に保つことにより臭気の漏洩を防止している。	
	・ビット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み高温で分解処理する。	・ビット室内の臭気を含む空気は押込送風機にて燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み高温で分解処理している。	
	・洗車スペースでは、洗浄水の飛散防止とともに、ごみ汚水、洗浄水は、洗車棟内に滞留させることなく速やかに排水させ、プラント系排水とともに排水処理装置で処理する。	・洗車スペースは屋内に配置し洗浄水の飛散防止に努めている。ごみ汚水、洗浄水は、洗車棟内に滞留させることなく速やかに排水させ、プラント系排水とともに排水処理装置で処理している。	
	・計画施設の休炉時には、ごみビットの悪臭が漏洩しないよう脱臭装置に吸引・処理し、大気へ放出する。	・計画施設の休炉時には、ごみビットの悪臭が漏洩しないよう脱臭装置に吸引・処理し、大気へ放出している。	

表 5.1-5 環境保全措置の内容（土壌）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
施設の稼働 (排ガス)	・施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。	表5.1-1 大気質措置内容と同様	—
	・燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な焼却管理を行う。		—
	・排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。		—

表 5.1-6 環境保全措置の内容（動物）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
供用による影響	・工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出することとする。	・工事後に可能な限り早期に緑化を行った。	—
	・緑化にあたっては、地域生態系の攪乱を防ぐために出来るだけ県内産の郷土種を植栽するように努める。	・県内産の苗木を植栽した。	—
	・樹林性鳥類の休息地や餌場としての質を向上させるため、植栽樹種には鳥類の餌となるような果実をつける樹種を取り入れるとともに、低木・中木・高木を交えた多様な構造を持たせるようにする。	・低木及び高木を交えた植栽を行った。	—
	・通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行うこととする。	・通行車両には速度を十分に落として走行することとし、運転手への指導を徹底している。また、場内は制限速度を設けている。	—

表 5.1-7 環境保全措置の内容（植物）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
供用による影響	・ミゾコウジュについては対象事業による影響が生じることから、周辺の草地など適切な場所に移植を行う。本種は二年草であることから、個体の移植のみならず種子採取も行い移植先に播種する。	・場内の草地に移植及び播種を行い、令和7年5月にミゾコウジュの成長を確認した。	
	・整地による裸地部分では、人間活動により外部から侵入する外来植物種が定着し、地域植生を攪乱する恐れがある。そのため、長期間利用する予定がない場合には早期に緑化整備する等して、外来植物種の侵入を抑制し、地域植生の保全を図るものとする。	表5.1-6 動物措置内容と同様	—
	・緑化にあたっては、地域遺伝子の保全のため、外国産や遠隔地の苗木や種子を使用せず、県内産の苗木や種子を用いるよう努めることとする。		—

表 5.1-8 環境保全措置の内容（生態系）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
供用による影響	・工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出することとする。	表5.1-6 動物措置内容と同様	—
	・樹林性鳥類の休息地や餌場としての質を向上させるため、植栽樹種には鳥類の餌となるような果実をつける樹種を取り入れるとともに、低木・中木・高木を交えた多様な構造を持たせるようにする。		—
	・通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行うこととする。		—

表 5.1-9 環境保全措置の内容（人と自然とのふれあい活動の場）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
廃棄物の搬出入	・廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう運転手への指導を徹底する。	表5.1-1 大気質措置内容と同様	—
	・通勤通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定する。		—
	・廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。特に地域行事の開催時など、可能な限り調整を図る。	・地元及び周辺住民との協議の場で必要に応じて検討し、調整を図っている。	—

表 5.1-10 環境保全措置の内容（景観）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
地形改変及び施設 の存在	・敷地内に植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩やデザインを採用するなど、周辺環境との調和を図る。	・敷地内に植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩として周辺環境に馴染む白系の色を建屋全体に採用し調和を図っている。	—
	・処理施設のイメージアップを図るため、圧迫感の軽減や清潔感の向上に配慮した建物と機能を持たせた意匠（デザイン）を計画する。	・建屋全体の大きさが計画当初よりも小さくなったことで圧迫感は軽減されている。	—
	・建屋形状は簡潔かつ明快な形を基本とし、機能を損なわないようにするとともに、施工難度の高い外部仕上材は避け、厳しい条件下におかれる外壁、建具等は十分な維持管理を行うことで、長期にわたって竣工時の美観が保持できるよう計画する。	・建屋形状は機能を損なわない程度に簡潔かつ明快な形を採用した。外壁には施工難度の高い外部仕上げ材は避け、厳しい条件下におかれる外壁、建具等は十分な維持管理を行うことで、長期にわたって竣工時の美観が保持できる外観となっている。	—

表 5.1-11 環境保全措置の内容（廃棄物）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
廃棄物の発生	・組合、関係市町が一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲げる平成42年度におけるごみの減量化及び資源化の目標を達成するため、適性分別等を推進する。	・組合、関係市町が一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲げる平成42年度（2030年度、令和12年度）におけるごみの減量化及び資源化の目標を達成するため、適性分別等を推進している。	—
	・焼却残渣（焼却灰、飛灰）はセメント原料化、溶融飛灰は山元還元を基本的な資源化方式とする。	・焼却残渣（焼却灰、飛灰）はすべて資源化している。処理方式を焼却方式（ストーカー式）を採用したことにより、溶融飛灰は発生していない。	—
	・施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物は、発生量の抑制に努めるとともに、適正に処理・処分する。	・施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物は、発生量の抑制に努めるとともに、適正に処理・処分している。	—
	・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いる。	・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いている。	—
	・施設の能力を十分発揮できるよう、適切な維持管理に努める。	・施設の能力を十分発揮できるよう、適切な維持管理に努めている。	—

表 5.1-12 環境保全措置の内容（温室効果ガス等）

影響要因	評価書の記載内容	措置の内容	写真
施設の稼働	・ 使用電力量の抑制と発電効率の維持に努めることにより、売電量の維持・増加を図る。	・ 使用電力量の抑制と発電効率の維持に努めることにより、売電量の維持・増加を図っている。	—
	・ 太陽光発電を行い、施設内電力として利用する。	・ 太陽光発電を行い、施設内電力として利用している。	
	・ 不要な照明の消灯、冷暖房温度の適正な設定等を積極的に行い、場内の消費電力を低減する。	・ 段調光照明を採用する等、不要な照明の消灯、冷暖房温度の適正な設定等を積極的に行い、場内の消費電力を低減している。	—
	・ 使用する照明などについては、省エネ商品など、環境への負荷の少ない物品の使用に努める。	・ 使用する照明などについては、省エネ商品（LED照明）を使用し、環境への負荷の少ない物品の使用に努めている。	
	・ 敷地内の緑化に努める。	・ 敷地内の緑化に努めている。	
廃棄物の搬出入	・ 廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう運転手への指導を徹底する。	表5.1-1 大気質措置内容と同様	—
	・ 廃棄物運搬車両は、運転する際に必要以上の暖機運転（アイドリング）をしないよう、運転手への指導を徹底する。		—

第6章 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる 環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度

「第4章 事後調査の結果」に示したとおり、新たに講ずる環境の保全のための措置はなかった。

第7章 事後調査（供用時）を委託した者の名称・代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地

事後調査（供用時）業務の委託先は以下のとおりである。

名 称：株式会社 日建技術コンサルタント 佐賀営業所

代表者氏名：所長 井尻 宏

所 在 地：佐賀県佐賀市大財三丁目4番7号

